

令和5年第3回砂川市議会定例会

令和5年9月13日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第 7号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 8号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 9号 令和4年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
議案第10号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
議案第11号 令和4年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
議案第12号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
議案第13号 令和4年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
議案第14号 令和4年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 報告第 1号 令和4年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 2号 令和4年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
報告第 3号 令和4年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 8 選挙第 1号 砂川市選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第 9 選挙第 2号 砂川市選挙管理委員会委員の補充員選挙について
- 日程第10 報告第 4号 監査報告
報告第 5号 例月出納検査報告
- 日程第11 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
意見案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について
意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 石 田 健 太 君
鈴 木 伸 之 君
小 黒 弘 君
山 下 克 己 君
- 日程第 2 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第 7号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 8号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 9号 令和4年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
議案第10号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
議案第11号 令和4年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
議案第12号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
議案第13号 令和4年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
議案第14号 令和4年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 報告第 1号 令和4年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 2号 令和4年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
報告第 3号 令和4年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 8 選挙第 1号 砂川市選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第 9 選挙第 2号 砂川市選挙管理委員会委員の補充員選挙について
- 日程第10 報告第 4号 監査報告
報告第 5号 例月出納検査報告
- 日程第11 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
意見案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求

める意見書について

意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

○出席議員（13名）

議長 多比良 和 伸 君
議員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美 喜 子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	野 田 勉
経 済 部 審 議 監	畠 山 秀 樹
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	渋 谷 和 彦

総務課長 岩間賢一郎
政策調整課長 玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長 東正人
指導参事 堤雅宏
教育委員会技監 徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 川端幸人

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 板垣喬博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 野田勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 為国修一
事務局次長 安武浩美
事務局主幹 斉藤亜希子
事務局係長 野荒邦広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

石田健太議員。

○石田健太議員（登壇） おはようございます。それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私からは、大きく1点のみ、空き家対策についてであります。全国的にも増加傾向にある空き家は、各自治体の重要な課題となっています。砂川市においても市内各所に散在する空き家は、町並みの景観化や安全性を損なうだけではなく、防災や環境、地域コミュニティなどにも悪影響を及ぼす可能性があります。また、住宅需要の低下にもつながり、市の財政や経済にも影響する可能性があると考えます。空き家対策は、市民の生活環境や福祉を向上させるだけではなく、市の発展や活性化にも貢献するものと考えます。現在新しく建てられていくばかりで、既存の建物が使われずに残っていく供給過多のような状況がありますが、それら空き家を単に問題として処理するだけではなく、地域の資源として活用すべきと考えます。除去や修繕だけではなく、利活用や流通促進を行うことによって、地域の資源として生かされ、管理や処分の負担軽減、空き家増加に伴う社会的な問題の緩和など、地域の活性化にもつながるものと考えます。そこで、以下について伺います。

（1）砂川市の空き家の現状について。

- ①空き家の定義と戸数について。
- ②現在解体したほうがよいと考えられる戸数について。
- ③現在の空き家対策に関する支援、補助金について。
- ④賃貸物件である空き家、空き室への支援について。
- ⑤不動産企業との連携状況について。

（2）空き家、空き室の利活用について。

- ①起業に向けた空き家リノベーション事業の創設について。
- ②市内企業に勤める従業員の定着対策に対する支援の創設について。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 私から大きな1の（1）砂川市の空き家の現状について、順にご答弁申し上げます。

①空き家の定義と戸数についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法第2条におきまして、「空家等」とは、建築物又はこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く」と定義されております。市では、空き家の実態調査を毎年6月、10月、2月と年3回実施し、本年6月末の空き家の戸数は338件となっております。

次に、②現在解体したほうがよいと考えられる戸数についてであります。現時点では倒壊の危険性は少ないものの、維持管理が行き届かず、周辺の環境に影響を及ぼしている管理不全の空き家は、本年6月末で11件となっております。

次に、③現在の空き家対策に関する支援、補助金についてであります。砂川市住み替え支援協議会の空き家情報に登録し、売買または賃貸の契約が成立した場合、空き家の所有者に対して補助金を交付する登録物件促進補助金が空き家対策に関する補助金となります。そのほか、空き家対策も含めた住宅施策に関する補助金としまして、中古住宅購入者を対象に工事費の一部を補助する永く住まいる補助金、中古住宅の購入費の一部を補助するまちなか住まいる等補助金、中古住宅を購入し、市外から転入した方に補助金を交付する移住促進補助金や老朽住宅の除却工事費用の一部を補助する老朽住宅除却費補助金により支援を行っているところであります。

続きまして、④賃貸物件である空き家、空き室への支援についてであります。さきに答弁いたしました登録物件促進補助金により賃貸契約が成約した所有者に報償費的に補助する制度はありますが、そのほか直接的な支援については実施していないところであります。

続いて、⑤不動産企業との連携状況についてであります。平成28年に設立しました砂川市住み替え支援協議会の構成メンバーである不動産企業とは、市役所窓口での相談業務において専門的な知見が必要な相談があった場合に相談者と企業をつなげたり不動産企業の窓口では空き家登録物件に登録するよう宣伝していただくなど、相互に連携を取っているところであります。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） それでは、私から大きな1、空き家対策についての（2）空き家、空き室の利活用についてご答弁申し上げます。

初めに、①起業に向けた空き家リノベーション事業の創設についてであります。これまで市では中小企業等振興条例に基づき、商業地域及び近隣商業地域における空き家、空き室及び空き店舗などの空き建築物の利活用として小売業、飲食店及びサービス業を開店する際の賃借料及び改装費について支援しているところであります。なお、商工会議所が主催する創業セミナーに出席し、創業に係る知識を習得、特定創業支援等事業の証明を受けた創業者につきましては、改装費の100分の30のところ100分の50に割増し、

支援を行っているものであります。

続きまして、②市内企業に勤める従業員の定着対策に対する支援の創設についてご答弁申し上げます。これまで市では、企業振興促進条例に基づき、企業施設の新設、増設または移設に伴い、新たに採用された市内居住従業員1人につき36万円を乗じて得た額を雇用奨励補助金として交付し、市内居住者への誘導を図るとともに、若年者就労支援事業において従業員対象の研修を実施するほか、就職を希望する砂川高校の生徒が職業人生を主体的に設計できるよう、市内企業と連携し、ジョブスタート事業に取り組んでいるところであります。市内企業への定着率も向上していないのが現状であり、加えて令和2年国勢調査の従業員による人口、就業状況等集計によりますと、市内企業に勤める従業員7,466人のうち市外から通っている従業員は3,248人で、その割合は43.5%と道内の35市における平均の23.3%を大幅に上回っている状況となっております。これらの改善を図るため、現在商工会議所、金融機関等の関係団体との情報交換、企業訪問を継続的に実施し、市内企業の現状と課題の把握に努めながら効果的な施策について検討を進めているところであります。市内事業者の従業員の確保及び福利厚生を増進を積極的に推進するため、従業員の市内居住に対して支援することも市内経済の活性化につながる有効な手段と考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。

では、順次質問させていただきたいのですが、(1)①の空き家戸数への答弁がありました。砂川市において空き家の戸数は増加傾向にあるのか。また、増えているのであれば、その理由を伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 砂川市内の空き家の状況でございますけれども、まず空き家の戸数でございますけれども、過去5年ほどの経緯でございますが、令和元年度では305件、令和2年度で332件、3年度では336件、4年度で335件ということで、ここ3年ほどは横ばいという状況ではございますが、全体的には微増傾向にあるかというところでございます。

空き家の増える理由としましては、人口減少、そして少子高齢化の進行というのが主な原因と考えられますけれども、一方で市内の近年の空き家の状況はある程度抑制傾向にございますので、この部分に関しましてはこれまで私どもが取り組んでまいりました市の空き家対策が一定の効果が出ているのではないかと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。

空き家対策を進める中で、所有者が高齢、遠方に住んでいる、または不明である、権利関係が複雑である、家に愛着を持っているなど、様々な理由で難しいところはあるかと思

いますが、人口減少や少子高齢化による住宅需要の減少に対応し、住環境の改善や地域活性化に貢献する重要な取組だと思っておりますので、現在は微増傾向ではありますが、減少させていけるよう進めていただければと思います。

続きまして、③現在の空き家対策に関する支援、補助金についてですが、補助金の周知方法について、また中古住宅取得補助金の概要について伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 まず、補助金の周知方法ということでございますけれども、空き家対策の補助金を含みます住宅施策の周知方法につきましては、市のホームページに詳細を掲載しまして、最新の情報が閲覧できるようにしておりますことと、また補助制度に関しますパンフレット、こちらを毎年市内の関係機関に配付、掲示しておりますほか、年2回、4月と8月の広報すながわに特集記事を掲載するとともに、中空知エリアの情報紙であります「SORA」に広告を掲載し、市外の方にも広くアピールしているところであります。

続きまして、中古住宅取得の補助金の概要になりますけれども、まちなか住まいる等補助金の説明となりますけれども、対象となりますのは自らが居住するために昭和56年6月1日以降に建築確認が行われた中古住宅が対象となりまして、これを取得した方でまちなか居住区域におきましては築年数に応じまして購入費の3%から5%、上限額は70万円となっております。また、まちなか居住区域以外ですと、これも築年数により購入費の2%から4%、上限額は50万円、このような仕組みになっております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。

補助金の概要は分かりました。補助率や限度額ですが、近隣自治体のほうが手厚い、仲介手数料などの分にしかないなどの声も聞くのですが、補助率や限度額の拡充は考えているのか伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 中古住宅に関しての支援なのですけれども、現在住み替え支援事業、それからハートフル住まいる事業と、大きく2本立ての補助事業で、各補助メニューの組み合わせによりまして、市内で住宅を取得される方に大きく還元する補助制度を実施しているのですけれども、この制度につきまして、おおむね3年に1度見直しを行っているのですけれども、現時点におきましては限度額や補助率などの拡充については考えておりませんが、補助金に関しまして子育て世代ですとか移住世帯などの家族構成ですね、家庭構成ですとか、あるいは中古住宅の取得と住宅改修の組み合わせなど、申請される方の様々な要件によりまして補助金額が大きく変わってくるところもございますので、特に市内の中古住宅が今後もより一層購入されるように取得を希望される方へのこの制度の周知を今後ともより広く分かりやすく進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 各種メニューの組合せにより、大きく補助のできる良い制度であることがあまり知られていないようなので、周知方法の見直しと、できれば目に止まるような、メインで分かりやすい補助メニューの検討もお願いいたします。

続きまして、⑤不動産企業との連携状況についてですが、市内に空き家を持っている所有者にとって空き家を管理することの負担は相当なものと考えられます。遠隔地に住んだり高齢者の方が空き家の管理を不動産企業に頼みたい、または頼んでいるときなど、所有者の負担軽減となるよう不動産企業と市で連携することはできないのか伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 まず、市では砂川市の住み替え支援協議会という、こちらの事務局を担っているのですけれども、こちらに不動産企業にも会員として協議会に参画していただきまして、各事業にご協力をいただいているところでございます。

そして、市内に空き家をお持ちの方で遠隔地、遠くに住んでいる方に対する支援策ということでございますが、砂川市の住み替え支援協議会では、遠くに住んでいて、砂川市内に空き家をお持ちの方で、なおかつ希望される方を対象に、年3回ほど空き家の見回りサービスを無料で実施しておりまして、この空き家の現況を写真つきでご報告するとともに、所有者の方から売却ですとか解体等のご相談があった場合には不動産企業ですとか関係する各企業との橋渡しを行うなど、こういった形で負担軽減を図っているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 所有者の精神的な負担軽減は大事なことだと思いますので、今後も続けていただきたいと思います。

続きまして、(2)の①起業に向けた空き家リノベーション事業の創設についてですが、現在は商業地域及び近隣商業地域における空き家、空き室及び空き店舗などの空き建築物の利活用として小売業、飲食店、サービス業を開店する際に支援しているとのことですが、まちの中心のみではなく、郊外で空き家を利用し、開業する方に対しての補助金は現在あるのかを伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 私から、今の郊外、商業地域以外の地域における支援があるのかというご質問に対してお答えしたいと思います。

まず、現在の補助の根拠となります中小企業等振興条例につきまして、若干説明させていただきます。この条例につきましては、その時々の方情に応じ、将来を見据えながら改正されております。平成7年に、まず対象地域としては商業地域、または商店街振興組合を組織する地域を対象に、店内改装に要する費用100分の30以内、限度額200万円、対象業種は小売業ということで制定されました。そして平成11年に改正されて、対象地

域が商業地域及び近隣商業地域、それから助成の額ですが、店内改装のほかに賃借料の100分の70以内、限度月額が10万円、それが開店の属する月から12か月以内となっております。さらに、平成23年に業種が小売業から飲食業、サービス業が追加されております。平成28年度には、元店舗が対象建物だったのですが、元居宅、元事務所など、元店舗以外も対象に加えております。さらに、近年ですが、平成30年に助成の額として店舗の改装費、中小企業者等の代表者が特定総合支援等事業の証明を受けたものであり、かつ創業に当たり改装を行ったときは当該費用の100分の50以内とする、これは1回目の答弁でお答えしたところですが、加えられております。このようにそのときの情勢に応じ将来を見据えながら改正しております。ただし、砂川市はコンパクトなまちづくりを目指す観点から、商業施設は現在市街地へ集約する基本的な考え方がありますが、補助を創設した当時の背景も変化していることから、現在ほかの地域については補助はありませんけれども、効果や助成の考え方を整理しながら調整、研究をしてみたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。

郊外にある空き家を利用した店舗があることによって、免許の返納だったり車がない、移動手段が限られているなどの理由がある方にとっては利用しやすく、その地域の様々な人が利用し、経済的なことだけではなく、その店舗を通じて地域交流が生まれるのではないかと考えます。私自身も空き店舗になるところだった場所を夫婦、友人たちでリノベーションして現在使用しているのですけれども、以前のお店が40年近く営業されていたということもあって、そのときの常連さんだとか小さい頃から来ていたという方も訪れ、思い出とか、歴史や思いを引き継いでいけることはとてもいいことだと思っておりますので、中心地だけではなく、郊外にもそういった場所ができるよう、検討をお願いいたします。

②の市内企業に勤める従業員の定着対策に対する支援の創設についてですが、雇用奨励補助金や若年者就労支援事業、ジョブスタート事業と取り組んでいるが、定着率の向上はしておらず、市外から通っている従業員は3,248人とのことですが、これだけ多くの方がいる理由としては、砂川の家賃相場が高い、日々の生活の利便性など、そういったものを考え、砂川に住んでいないのかと思うのですが、そういったところを補って定着に向けた形で新しい家賃補助などの創設の考えはあるのか伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 今の点につきましては、今人材不足が言われている昨今、従業員が企業に集まることは企業が元気になっていると考えております。ただ、その従業員が市内ではなく、市外から通っている方が砂川の場合は多いということなので、これは市内に住んでいただく、居住してもらうことが経済的消費活動も増えることとなりますので、

経済効果は大きいと考えております。

そこで、現在企業訪問しておりますが、企業訪問する中で市内企業が求めているもの、それから従業者が求めているものなどを聴取しながら、また、先進的な事例なども踏まえまして、まずは調査研究をしてみたいと考えております。ご理解のほどよろしく願います。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 3, 248人、たくさんの方がいらっしゃるので、その1割でも市内に来ていただければ経済効果も大きいかと思っておりますので、検討のほどお願いいたします。

最後に、市政執行方針でも従業者の定着に資する取組について検討を進めてまいりますとありますので、考えられていることなどありましたら、市長に伺って終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） ただいま市内企業に勤める従業者の定着対策ということで市政執行方針にも書かせていただいた部分があります。今ほど経済部長から答弁がありましたように、令和2年の国勢調査では市内従業者7,466人中、市外からの居住者が3,248人と、43.5%を占めているという実態もございました。砂川には、働き場があって、せつかく砂川市内の企業に勤めていただいているのであれば、できれば市内に居住もしていただきたいというのが私の気持ちでございます。どのような形で支援できるのかというのは、今ほど企業訪問等で企業の実態も確認しながら検討はさせていただきたいと思っております。それぞれ市外居住の方というのは、家庭の事情等々ございまして、市外から砂川に勤務されているとは思いますが、どのような形が砂川に定着していくのかと考えたときに、採用と同時に砂川に住んでいただければ、なかなか一度ほかの場所に住むと、引っ越しするのは大変でございますので、そのような形で何かしら支援できれば砂川への定着も少しは進むのではないかと考えてございます。今ほど家賃が高いというお話もございましたけれども、何とか市内企業に勤めている方が砂川市に居住していただけるような検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 鈴木伸之議員。

○鈴木伸之議員（登壇） おはようございます。よろしくお願いいたします。

私から市立病院における医療提供体制の変更施策の成果と今後の対応について伺いをいたします。

質問に入ります前に、医療情勢の厳しい現在において、市民の安心、安全な暮らしを守るため一丸となって日夜奮闘されている市立病院職員の皆様に改めて敬意を表し、感謝を申し上げるところでございます。

さて、市立病院において令和5年4月より精神科病棟統合をはじめ、新型コロナウイルス感染症専用病棟の見直しなど様々な施策が実施をされました。これまでも社会情勢など

を鑑みながら、適宜有用な施策を講じてきたと思いますが、今回の施策は歴史的なターニングポイントと言えるものであったと感じているところでございます。

この背景には、コロナ禍における職員の退職が増加した中、基幹病院としての使命、役割を果たすため病院の体制を見直し、効率的な病棟運営を図るべく統合を含む再編等の施策を講じたことと承知しております。

実施後、およそ半年が経過をし、移行期間を含め今回の施策の具体的な成果と今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 市立病院における医療提供体制の変更施策の成果と今後の対応についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が発生してから3年が経過し、いまだ終息が見えない中、職員はその対応に追われ疲弊している状況が続いております。特に看護職員では、コロナ禍で退職者等が増加し、大幅な欠員が生じたため病院全体の体制を見直しせざるを得ない状況となっており、本年4月より精神科病棟を2病棟80床から1病棟40床へ縮小し、緊急性の高い患者や身体合併症の患者を受け入れる総合病院の精神科に特化した体制に改めました。また、呼吸器内科感染症病棟の7階東病棟43床を6階東病棟のサテライト病棟16床とし、コロナ感染症を含む感染症専用病棟に変更しております。

精神科病棟の縮小に向けては、本年1月より空知医師会、関係医療機関を訪問し、当該の状況を説明した上で患者受入れなどの連携強化を進めております。また、院内掲示、ホームページへの掲載、報道機関等を通じて外来患者、患者家族への周知を行い、病棟縮小へのご理解と不安解消を図っております。

具体的な成果としては、本年4月より見直した病棟体制により看護スタッフ37名を他の病棟へ配置したことにより、入院患者への看護やケアの充実が図られたところであります。精神科では、病棟、外来の看護師を一元化し、入院から通院への切れ目のない看護体制をしくことにより、継続的な看護の実施が可能となり、6階東サテライト病棟ではコロナ感染症患者が入院していないときの効率的な病棟運営が図られるよう改善したところであります。

今後においても必要とする職員数を確保した上で職員が疲弊することなく働き続けることができるよう、体制整備に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 鈴木伸之議員。

○鈴木伸之議員 ありがとうございます。

今回の施策の経過と成果について理解をいたしました。

続きまして、精神科医療に関連してお伺いをいたします。7月6日付の北海道新聞に釧路市の精神科医療の状況に関する記事が掲載されました。釧路市内で数件の精神科医療機関が診療中止や縮小したため、およそ2,000人の患者が通院先の変更せざるを得なく

なった。受診先の病院がすぐには見つからず、遠方の医療機関に通う患者も出てきているという記事でございました。この記事を読んで、不安になられた方々もいらっしゃるのかと考えているところでございます。

そこで、市立病院の精神科病床数を削減したことによる砂川市及びその周囲への地域的な影響についてお伺いをいたします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 7月の北海道新聞の記事では、今ほど言われたように、釧路市内での精神科の診療停止であったり、縮小が相次いでいると。それで、新患の4か月待ちであるとか、通院先を変更する、中には帯広までという、地域の精神科医療が危機的な状況だということが書いてありまして、私も興味深く読んだところであります。

今ほど当院の精神科病床の縮小による地域的な影響ということですが、釧路のケースと砂川のケース、当院のケースですね、若干違うと考えてございます。釧路のケース、新聞報道の中身しか分かりませんが、大学からの医師の引揚げ、あるいは医師の急病などによって診療停止であったり縮小がされていると。つまり医師不足がその根底にあると。当院のケースでいくと、看護師不足が要因でありまして、医師数そのものには変更はないと。したがって、外来診療はこれまでどおり通常行っております。入院につきましては、幸いにもいいまいしょうか、この地域、精神科病院のベッドが非常に多い地域であります。地域の精神科病院と連携することで、患者さんへの負担も非常に少なく済んでいると。そういう意味で、当院のケースと釧路のケースは少し違うと考えております。

いずれにしても、新聞報道にあるような危機的な状況は、取りあえずはこの地域では起こらないと思ってございまして、今現実的にも起こっていないという認識でおります。

○議長 多比良和伸君 鈴木伸之議員。

○鈴木伸之議員 ありがとうございます。

精神科においては、一部の患者さんに対しまして、病状が悪化傾向になってきた際に早期に短期間入院することによって病状が重篤になることを防ぐという手段も取られてきた経過がございます。当院の精神科にかかってこられた方々にとっては、こういった病床数の削減に伴いまして、そのような病床利用というのはしにくくなったのではないかと推察したところでございます。精神科病床の機能を総合病院の精神科に特化したと私も認識を新たにしながら、今後も精神科医療についても注視してまいりたいと考えているところでございます。

さて、先ほど今後においても体制整備に努めるとのご答弁をいただきましたが、現時点で病棟再編などを含む計画等がございましたら、可能な範囲で結構ですので、お伺いをいたします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 現時点での病棟再編などの計画等があればということですが

が、現時点では病棟再編等の予定は今のところはございません。体制整備に努めるというのは、人材確保をしていかなければならないということをごさいます、生産年齢人口が減少していく中では、これまでも、これからも常に人材確保というのは求められるものだと考えてございます。人材確保ができた病院あるいはできる病院でなければ、今後は医療機関として生き残ることがなかなか難しくなっていくのかと。その意味で、医師については大学病院との絡みがありますので、なかなか当院の思うようにいかない部分というのがあるのですが、研修医に関しましては今年度から会計年度任用職員だった身分を正職員化させていただきました。来年の採用に向けた研修医の応募状況を見ますと、過去最高の人たちが今回当院を希望されているという状況になっておりますので、そういった部分では成果は出ていると思います。看護部についても、学校訪問であるとか、就職説明会等に積極的に参加をしている状況であります。当地域で当院に求められる役割を継続的に果たすために、病院としては患者さんもそうですが、医療従事者も集まるマグネットホスピタルを目指しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 鈴木伸之議員。

○鈴木伸之議員 ありがとうございます。

今後新たな計画等が上がった際には、適切な時期に市民に周知をしていただきまして、また可能な限り速やかに、かつ詳細に職員に周知をしていただきまして、十分な検討と準備ができますよう、その時間を担保していただきますようご配慮いただくことを申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を行います。

まず、第1点目に砂川市職員提案規程についてお伺いいたします。砂川市には、職員提案規程があります。規程の目的には、「本市事務事業の合理的な改善のために職員より積極的な改善意見の提案を求め、有益な改善意見の提案者をほう賞することにより、職員の士気の高揚を図り、もって公共の利益増大と公務能率の向上を図ることを目的とする」と定められています。この規程は、昭和39年に定められましたが、なぜ規程を定める必要があったのか、また現在は有効に活用されているのかお伺いをいたします。

大きな2点目として、義務教育学校への通学手段についてを伺います。

まず、1点目、児童生徒の徒歩による通学についてです。砂川市における小中学校の適正配置計画において、徒歩による通学距離は小学生4キロ以内、中学生6キロ以内、通学

時間についてはおおむね1時間以内を基本とすると説明されてきました。豪雪地帯である砂川市において、特に小学校低学年を4キロ歩かせるのはとても無理だと考えます。教育委員会の基本的な考え方を伺います。

2点目には、スクールバスについてを伺います。

その1点目として、小学生に対するスクールバス導入へのスケジュールは。

2点目は、今後想定するスクールバス購入の台数は。

3点目は、スクールバスを通学以外に利用することはできないのかどうかをお伺いいたします。

大きな3点目として、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の市立病院経営への影響について伺います。新型コロナウイルス感染症は、今年5月8日以降、5類感染症に移行されました。市立病院は、北海道の指定する重点医療機関になっており、5類感染症移行前は診療報酬特例や病床確保料の対象となっていました。しかし、5類感染症移行後の国からの支援体制は、9月末までは縮小して対応するとされ、10月以降はさらなる見直しが予想されます。

そこで、市立病院の経営にとって5類感染症移行後のこれまでの影響について、また今後予想される影響と市立病院独自の対応をどのように考えているのかを伺います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私から大きな1、砂川市職員提案規程について、なぜ規程を定める必要があったのか、また現在は有効に活用されているのかについてご答弁申し上げます。

砂川市職員提案規程につきましては、昭和39年に事務事業の合理的な改善のため職員からの意見提案を求め、有益な意見の提案者をほう賞することで職員の士気高揚と公共の利益増大、公務能率の向上を図ることを目的に制定されたものであり、規程の制定当時の状況として、市政発展のため職員を挙げて鋭意努力している中、市の将来展望においてより一層の進展を期すべきとの発想の下で、行政を推進するに当たっての効果的な施策あるいは公共利益増大に結びつく公務改善について、広く職員の総意による提案を募集する取組が開始されたという背景があったようであります。

次に、本規程の活用状況についてであります。規程制定以降、年度ごとにばらつきはかなりありますが、提案の提出が行われてきたところであり、平成10年の提案を最後に現在まで実績はない状況となっているところであります。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君（登壇） それでは、私から大きな2、義務教育学校への通学手段についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）児童生徒の徒歩による通学についてであります。令和2年5月に策定

した砂川市立小中学校適正配置基本計画における通学手段の確保において、通学距離は自宅、学校間が小学校は4キロメートル、中学校は6キロメートル、通学時間はおおむね1時間とし、これらを超える児童生徒についてはスクールバスの導入、運行を基本とすることとして計画しております。

この根拠としましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令により対象者などの目安が示されており、適正な学校規模の条件における通学距離は小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校ではおおむね6キロメートル以内とされているほか、文部科学省が策定した公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引においては、通学距離の考え方に加えて通学時間の考え方も盛り込まれており、おおむね1時間以内とされております。

しかしながら、国が示す通学距離の考え方につきましては、気象等に関する考慮すべき要素が比較的少ない場合が想定されており、本市においては特別豪雪地帯に指定されていることから、冬期間における気象等を考慮する必要があり、また国の通学支援に関わるべき地児童生徒援助費等補助金の考え方においても、豪雪地帯では積雪時期の通学距離においては小学校児童が2キロメートル以上、中学校生徒が3キロメートル以上を補助対象としております。このことから、現在幼稚園、保育所、小中学校の保護者の代表や学校長などで構成する砂川市立小中学校統合準備委員会において国の示す通学距離の考え方を踏まえ、通学距離の在り方やスクールバスの対象者につきましては本市の児童生徒にとって適切な通学距離となるよう検討しているところであります。

次に、(2)スクールバスについての①小学生に対するスクールバス導入へのスケジュールについてであります。現在砂川市立小中学校統合準備委員会で義務教育学校開校時におけるスクールバスの運行に関わる協議をはじめ、令和6年9月頃をめどにスクールバスの対象者、停留所、運行経路、運行回数、必要なバスの台数を決定することとしております。また、スクールバスを購入する場合の購入時期は令和7年度を予定しており、納入後は運行経路の所要時間や安全性を確認する実証調査運行を行うほか、乗車対象となる幼児、児童のバスの乗車練習を兼ねた体験乗車を実施するなど、令和8年4月以降、スクールバスが円滑に運行されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、②今後想定するスクールバス購入の台数についてであります。現在の砂川中学校のスクールバスにつきましては、旧石山中学校区に居住する生徒を対象に、3経路を3台の中型バスで運行していますが、義務教育学校開校時には対象地域が拡大し、対象者や運行経路も増えることが想定されています。スクールバスの購入台数は、対象者や運行経路、バスの規格などで異なることから確定はしておりませんが、現時点では最大で7台程度の台数を想定しているところです。また、スクールバスの運行形態につきましては、現在は市が購入したバスを運行事業者に貸与して運行業務を委託しておりますが、補助対象としてバスを購入せずに運行事業者所有のバスを使用した運行委託も可能であります。今

後費用面での比較検証や対象児童生徒の把握など、様々な視点からの検討を踏まえて決定していきたいと考えております。

次に、③スクールバスの通学以外の利用についてであります。現在の中学校のスクールバスにつきましては、本市で初めてのスクールバスの導入であり、不測の事態等も考慮し、登下校、部活動のほか、中学校の体育の授業等で利用しております。義務教育学校開校後のスクールバスの利用につきましては、砂川市立小中学校統合準備委員会で協議を進めていくこととしていますが、現在の登下校、部活動に加えて、その他の校外学習活動等においてもバスの利用を想定しているところであります。また、学校教育活動以外での住民利用につきましては、義務教育学校開校以降の課題となることが想定されますが、あくまでも児童生徒の通学支援のためのバスとなりますので、現時点では登下校を含む学校教育活動の利用において円滑なバス運行がされるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 私から大きな3、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の市立病院経営の影響についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が発生してから3年が経過し、この間当院の経営はたび重なる院内クラスターの発生、職員の感染や濃厚接触者の増加による予定入院や手術、検査の延期など、より収益は減少し、新型コロナウイルス感染症に対する国や北海道の補助金等により減収分は一定程度補填されているものの、不安定な経営となっております。

このことを踏まえて、ご質問の新型コロナウイルス感染症が5類感染症移行後の経営への影響についてであります。新型コロナウイルス感染症に対する診療報酬上の臨時的な取扱いは、令和2年4月より2類感染症患者入院診療加算、院内トリアージ実施料、救急医療管理加算など臨時的に算定可能となっており、本年4月から外来患者に対する臨時的な取扱いは段階的に廃止されておりますが、入院患者における臨時的な取扱いにつきましては令和6年3月まで継続され、5類感染症移行後による収益の影響は少ないと考えております。

また、国からの支援につきましては、令和2年8月1日付で北海道から新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、新型コロナウイルス感染症に罹患した中等症以上の患者に対する入院医療を提供するため、現在では14床の即応病床を確保しておりますが、5類感染症移行前と移行後では基準額が2分の1に減額となるため、令和4年度における感染症病床確保推進事業の交付額と比較しますと、令和5年度では交付額が減少することが推測されております。

また、当該補助事業については、本年9月末日までとされておりますが、10月以降の取扱いについては、詳細については示されていないことから、国や北海道の動向について注視してまいります。

今後の当院独自の対応としては、既に取組を開始しておりますが、新型コロナウイルス

感染症が発生する前に実施しておりました紹介患者を増やす対策として地域の医療機関へ赴き、当院の強みとなる診療科を中心に紹介患者の獲得に努めているところであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、1点目の職員の提案制度の関係についてお伺いするのですが、こちらは例規集に規程として載っているものです。実は、私同じことを平成27年3月議会で一般質問をしています。ちょうど8年前ぐらいになるのですが、そのときには今は懐かしい湯浅総務部長が何と答えているかということ、質問した最終的な答弁なのですが、この規程については事務改善のことが主なものであって、政策提言についてということも非常に大事なことだと思うので、今後課題として検討するというお話がありました。これについて、その後の検討というのはあったのでしょうかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 課題の検討ということで、組織的に検討したという実態はないという状況ではございますけれども、政策提言あるいは政策立案といったことでの職員の意見を吸い上げるといった事項については、それ以降についてはそういう機会を多く設けるような場面といったものを今現在取組の中で行ってきているというところはあります。

具体的な例を若干出させていただきたいとは思っておりますけれども、事務事業評価でありましたり、あるいは各種計画の進行管理といったものを通じて定期的に事務の見直しや改善に携わり、知恵を出すということは定期的に行っておりますし、平成27年以前からも実施をしてきている部分はあるのですが、毎週今定例化しております係内会議、課内会議、それから定期的に開催している部長会議といったようなものを通じて、常に抱えている課題であったり、そういったものについては職員で共有をするような場面をつくっております。そして、改善を図っていくため、あるいは市民サービスを向上させるため、利便性を向上させるためには何が必要かという議論する場を定期的に設けてきているというところがあります。

また、これは定期的ではないのですが、部、課、係でそれぞれ枠を超えて広く意見を募集したい、提案を求めたいという際には、その所管部署が中心となって全職員を対象にアンケートを実施したりですとか、課題やテーマに沿って関係部署を参集して部会やワーキンググループといったものを開催した中で意見を出し合うと、そういった仕組みづくりをしてきているというところでもあります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私の目で見ていると、砂川市役所はすごく縦割りのきつい組織だと実は思っています。先ほどのかつての湯浅総務部長が言われたのはとても大事なことで、この規程は事務的なものの改善ということを目指していると思うのですが、まさにもう今は政策提言についてどう市の職員が積極的に提案するかというのが大きな課題だろうと思っているわけですが、この点について非常に残念ながら砂川市役所は進んでいないと思

うのです。具体的に言うと、例えば今後建設が進められる駅前整備の施設についてでも、今ほど総務部長がおっしゃったようにアンケートも取られたようなのです。アンケートの結果も当然私も見られるような状況になっておりました。そのアンケートの結果としては、中心市街地に必要な施設と聞かれたときに、飲食店と答えた職員が50.3%、買い物ができるお店28.1%、約8割の職員がこういう答えをしています。ところが、残念ながら今建とうとしている施設は全くこのアンケートが生かされていない状況であります。

またほかに、例えば私がこれまで一般質問や委員会や何かでいろいろお話をしてきたことを少し具体的にお話をしますけれども、まずこの新庁舎建った後のトイレの、分かりやすく言うと音姫というのですか、要するに流水型の音を消すということですが、それも普通でいけば女子職員からしてみればすぐ気がつくことだろうし、建設前に当然そんな話を聞く機会があれば話が出ていただろうと思うわけです。さらに言えば、この駅前施設の関係ですけれども、エレベーターの設置だとかトイレの見直し、あるいは思いやり駐車場の見直し、これはみんな実施設計が出てから、また改めてやろうとしていますよね。これは、議員から指摘されなくても、当然横のつながりがしっかりしていたり、あるいは市の職員に向けての提案するような機会が多ければ誰かが気がつくはずですよ。あんな長いスロープがあつていいわけがないですから、そんなことは福祉を担当している職員でしたら絶対すぐ分かるわけです。そのことが吸い上げていかない、上に上がっていかない。ですから、議会で指摘される。指摘された後でまた直す。こんな格好悪いことをしていてどうするのですかと私は思います。

ということで、私も市の職員たちを、若い人たち見ていると、とても世代の違う職員がたくさんいると思っていますし、彼らはきっと大きな思いを抱いてこの市役所に来ていると思うのです。砂川市をいろいろ見て、いろいろなアイデアが私はあると思っています。ただ、そのアイデアをなかなか出したり話したりする機会がきっと今はないのではないかと思います。非常にもったいないと思っています。

前の善岡市長、もういない方の話をするのもなんですけれども、どちらかというトツプダウン形式で、自分が一番よく物を知っているという方でした。ところが、今回の飯澤市長は決してそうではなくて、職員の声もいっぱい吸収し、民間の人たちもいっぱい話し合つて、チーム一丸でいくという私はイメージを持っていますので、ぜひともこの辺のことを今後やっていって、まちづくりに生かしてほしいと思うのですが、これに関して市長のご所見をお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） ただいま職員提案の規程について、私の現在の所見という、考え方についてのご質問でございますけれども、今ほど小黒議員がおっしゃられましたように、まちの課題等については職員ばかりでなく、民間の人たち、そういった意見も幅広く聞きながら最善のものをつくっていきたい、そのように考えてございます。

今ほどありましたように、縦割りがきついですとか、なかなか職員の意見が通らないというお話もされましたけれども、総務部長からお話がありましたように、職員の中では係内会議、課内会議、部長会議、そしてまた何か案件があれば垣根を越えて相談できるような体制が必要だと思っております。

指摘のありましたように、これからの案件については、担当部署ばかりではなく、幅広く垣根を越えた中での相談をしながら、そして市民の方々の意見もどのような形で聞けるかはまた検討しなければならないところかとは思いますが、そういった形でこれからのまちづくりは進めていきたい、そのように考えてございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 少し物足りないです、正直に言って。もう少し何か具体的に、私がこれをやるという思いを伝えてほしかったと思うのですが、今は前と違ってメールもどんどん自由にできるような時代になってきているので、もう市長宛てに職員からもどんどんメールでも流せるようなシステム、簡単にできると思うのです。その中でいいものがあったら、ちょっととかと言って、できれば自由に市長ともまちのためのことを話をできるような体制、これをぜひ今後つくっていただきたいと思っております。

次の点ですけれども、義務教育学校についての関係です。先ほどの答弁でいくと、どうやらずっと説明してきた小学生4キロ、中学生6キロ以内というのはないような感じがするのですが、私、これも義務教育学校が砂中の跡地にできるということが決まった段階でもうすぐに考えていかなければならない話だと思います。ところが、今後検討をしていくということなのですが、この豪雪地帯、吹雪の日もあるし、小学校1年生が雪の中を4キロ歩くのはとても考えられる話ではないですよ。そういう意味からいって、先ほど出てきた補助対象となっていくのが小学生2キロ、中学生3キロ、この辺が大体の目安なのかと私も実は思っているのですが、この辺もう少しはっきりと、こういう感じですよとおっしゃることができないのでしょうかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 まず、このスクールバスの運行に関しまして第一に言えますことは、運行の確実性と児童生徒の安全性が第一だと考えております。

あと、2キロメートル、3キロメートルの考え方ですけれども、今のこのへき地児童生徒援助費等補助金については、児童が2キロメートル以上、生徒が3キロメートル以上ということが補助要件としてございます。実は、今小中学校統合準備委員会で協議検討し始めたところではあるのですが、この中でまず示したのが3つございます。小中学校適正配置基本計画にある4キロメートル、6キロメートルが1つ。これにつきましては、小学生が4キロメートル、中学生が先ほど言いました6キロメートル。2つ目につきましては、小学生が2キロメートル、中学生3キロメートル、これは補助の要件でございます。3つ目としまして、ファーストステージ、現在の小学生1年生から4年生なのですけれど

も、これを2キロメートルにする。あとセカンドステージですが、これは小学校5年生、6年生、中学校1年生なのですけれども、これを3キロメートルにする。サードステージですが、現行の中学2年生、3年生なのですけれども、これを4キロメートルにしようということ、統合準備委員会の中ではこの3つの案を示させていただいております。

まず、教育委員会としてはこの3つを提案させていただきまして、この中で出た意見としましては、まず先ほど言いました児童生徒の安全が第一であろうというのが1点。もう一点が、冬期間の徒歩の通学は厳しいという点を皆さん認識しております。あともう一点が、体力向上のために一定程度は歩いたほうがいいのではないかというご意見もございました。今3つの案を示した中で、まだこれは決定ではないのですけれども、その中の多くの話としましては、夏の期間は先ほど言いました2キロメートル、3キロメートル、4キロメートル、歩いていただいたらというものと、冬期間は小学生2キロメートル、3キロメートルの、この組合せの意見は多かったところではあります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 多分そうだと思うのです。2キロ、3キロというところ、特に小学校2キロ、小学校1年生も対象になるわけですから、当然心配ですよね。親が車で送っていくという場合も最近はいかにもかもしれないけれども、歩かなければならない子も必ずいるわけですから、そこは全体としてどうするかということになるわけですから、ただ最近多く相談をされるのです。何を相談されるかということ、これから子育て中の人たちがどこに住んだらいいのだろうか、どこに家を建てたらいいのだろうかということとも関わってくるのです。当然スクールバスに乗る範囲なものか、少し遠くてもどうしても基本が歩かなければならないのかということで、子育て世代にとっては重要な問題なのです。ですから、私は早くこういうことは決定していかないと、まち全体のことに関わりますよと言いたいのです。

具体的にお伺いするのですけれども、今言ったキロ数、2キロでも3キロでも4キロでもいいのですけれども、これ大体砂中を中心に半径で、コンパスでこう回しての、いわゆる直線距離としての距離数なのか、実際通学路を歩いていったときの距離数なのか、こちら辺のところを教えてください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 これにつきましては、実際に歩いた通学距離で、直線距離ではございません。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今のところ、各小学校区、一番多く歩いている、今スクールバスなんか全然ありませんから、みんな徒歩で来ているはずなのです。ということからすると、今現在の5つの小学校でいいのですけれども、小学校で何キロぐらいを歩いている子が一番多いのかはお分かりでしょうか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今5校ございまして、多くは2キロメートル。中央小学校区になるのですけれども、焼山地区で3.4キロメートルという方もいらっしゃいます。今遠いところのお話をしています。あと、空知太小学校区で富平で6キロメートルという方がいらっしゃいます。失礼しました。4キロです。6キロメートルではなく、空知太小学校では4キロメートルというのが現状でございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 上手に、今5つの小学校が実はあって、その校区で大体歩ける範囲、遠いところはあるけれども、そこを除いていくと、ほとんどの子供たちは歩いて行ける範囲内で小学校があります。ところが、今度砂中のところに義務教育学校ができると、みんなそこに向かうわけですね。砂川市は大都会ではないので、どれだけ頑張っても直線で歩いて行けることがまず無理なのです。具体的に言うと、私が住んでいる晴見町内、晴見団地というところは、今の砂中まで行くには1.7キロぐらいあるのです。今校区としての中央小学校に行くには700メートルぐらいですけれども、ここはみんなが義務教育学校いいよと言っているのだから、もう仕方がない。どこかで線を引かなければいけないのも仕方がない。ところが、今おっしゃったように、直線で行ったら1.7キロなのです。でも、これを通学路で歩いていくと2キロを超えてくるのです。そういう場所がたくさんあるのです。そういう意味からいうと、何キロなのだということをまずはっきり言ってあげないと、今後話していくところも困ってくるだろうと思うし、先ほども言ったとおり今後の子育て世代にとってはかなり大きな意味になっていくので、ぜひこの徒歩で行くべく通学距離は早く決めてあげてほしいと思うのです。

今分かったことは、直線距離ではなく、通学路を通った距離だということが、もうこれははっきり次長おっしゃったので、決まりだろうと思うのですけれども、距離数についてはいつ頃決定をするおつもりなのでしょうか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 まず、今これにつきましては、小中学校統合準備委員会に投げかけをして、協議が始まったばかりでございます。今議員がおっしゃるとおり、皆さん徒歩で歩く、通学の距離というのは気になさっていると思います。今のところは、遅くとも来年9月ぐらいと思っております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 来年9月とおっしゃったのですね。来年9月といえば、もう開校にかなり近いのではないですか。例えばスクールバスを買うにしても大丈夫なのですか、そんなのんびりなやり方で。今回だって、何かいろいろなトラブルがあって、注文したものがなかなか入ってこないとか、あるいは自動車そのものもなかなかまだ納品が遅れているという話もあるし、何でそんなにゆっくりするのでしょうか。もっと早く、この決定というこ

と自体がある程度話し合った段階で、教育委員会がもう決めるしかないわけです。それによってスクールバスの台数も増えていったり、何とかそうではなくて済むということになってくると思うので、そのところはどんなふうに考えて来年9月というお話になっているのでしょうか、お伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今私がお話したのは、言葉が足りない部分があったと思います。遅くとも9月までということですので、今の統合準備委員会の中でしっかり精査をして、決まったら、この決まる時期につきましてはその統合準備委員会に合わせて、早く決まるのであれば決めていきたいとは考えております。この9月を待たなくても。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほどのスクールバスの話にしても、かなりの台数になってきます。最大で7台。もしかすると通学路で2キロということになっていくと、もっと台数増えるかもしれないと私は思います。

それで、よく言われるのだけれども、朝と登下校だけでしょう、スクールバスを使うのは。その昼間の間がもったいないよねと、夕方ももったいないよねというのはよく聞かれる話なのです。

それで、もうここでは最後で聞いている、スクールバスは通学以外に利用することはできないのですかという話ですけれども、特別、例えば国から補助をもらってスクールバスを買ったから、ほかの利用はできないよという規制があるのかなのか、まずここをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 バスを購入するときの補助金ということでございます。

まず、スクールバスの購入には国庫補助金の活用を予定しているのですが、この場合には住民利用を行う場合ということなのではございますけれども、このときには文部科学大臣の承認が必要となります。その承認の要件の一つとしては、バス等の交通機関のない地域や交通機関の運行回数が著しく少ない地域の住民に係る運行ということで規定されております。

今分かりづらいと思うのですが、例えばこの補助金で、近隣なのではございますけれども、聞いたところによりますと、スクールバスを運行するとき一緒に住民の方も乗るというケースは把握してございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ええっ、本当と思ったり、私は今しているのですが、これまでは絶対子供たちのためにしか使わないのだと、ずっと中学校の統合のとき言われてきているのです。まさか、住民が利用するということまで正直答えが返ってくるとは私は予想していなかったのですが、そうなのですね。だとすると、これをうまく予約型乗合タ

クシーに増やす、使うということも十分可能ということなのですね。私が今聞いているのは、例えば今ですら小学校の何かの授業のときに、たしか田植体験だったか、何かのときにバス貸してくださいと言ったら、それは貸せませんと言われたという話を私聞いたことあるので、相当厳しいのだろうと。ですから、もしかすると国庫補助があるからなのかと思ったわけです。そうではなくということで、もう一回これだけ確認させてください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 先ほどお答えしましたのは、補助金の活用方法としてこういう事例があるということで、今の教育委員会の考え方としましては、1回目のご答弁でも申し上げましたけれども、登下校や部活動のほか校外で学習する機会の多い総合的な学習の時間などで利用を想定しております。これにつきましては、今後編成を進めていく義務教育学校の教育課程に基づいていくこととなりますので、開校後1年ぐらいいを通じまして教育課程を運用していく上でスクールバスの利用についてまず確定をしていきたいと思っております。基本的には、学校教育活動を中心とした利用となりますから、実際にスクールバスが利用されていない時間がどれくらいあるのかというのは、そこは見定めさせていただきたいと思っております。現状としては、今義務教育学校で使うというところで想定をしております。あと、住民利用につきましては、課題として想定しているところです。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 スクールバス、多分7台では済まないと思うのです。形も今みたいな35人乗りだけがいいのかということもあると思うのです。ぜひ、事例でもあるのなら、教育委員会が何もそこにあえてこだわっていかなくて、市全体で考えてほしいです。このスクールバスが車庫に眠っているだけではなくて、今ある乗合タクシー、ちょうど前から出てきている11時台が空白になっていますよとか、あるいは帰りのバスまで午前中は何もありません。そのときは登下校と関係のない時間帯、車庫にスクールバスが眠っている時間帯なのだから、そこはうまく利用できるように、市長、せめて頑張って教育委員会と話し合ってください。せっかくの財産ですから、うまく活用して、地域交通までうまく利用できたら最高にいい買い物になると私は思っていますので、ぜひそのようにお願いします。ここは答弁は要りません。

最後、市立病院なのですが、総務文教委員会は私は委員ではないのですが、報告の内容についてはお知らせや見ることはできています。とても経営面で心配をしているのですが、今現在7月末の資料で、経営の収支状況で約4億円の赤字が出ている決算というか、状況になっていますよね。これは、昨年同期より1億8,000万円の欠損金が増えている状況です。6月はボーナス時期なので、必ず増えるのは分かっているのですが、去年よりも1億8,000万円の欠損金が出ているということ。それとさらに、これも7月末現在ですが、入院患者数も9,000人以上減っています。外来で2,000人の減となっています。なぜこんなふうに減ってしまったのだろう。去年は、成績

が悪い年でした。令和4年ですけれども、収支状況が悪い年でした。だけれども、この7月、たしか8月以降、コロナのクラスターが出て急に大変な状況になったけれども、この辺りまではそんなに悪い状況ではなかったのではないかと、去年もです。なぜこんなに今収益的にも入院患者さんも減ってしまっているのかということをもっとお伺いします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 昨年度との比較で、7月段階で入院収益も減、患者数も減と、その理由ということだと思いますが、まず昨年4月から6月の間は、昨年7月の後半からクラスターが長引いたのですが、昨年4月から6月というのは診療制限も何もない状態で収益も確保されていたという時期です。昨年度から引き続く、昨年8月以降、クラスターになったり職員の出勤困難者による診療制限がずっと続いておりまして、4月に新人が入って、看護師さんもある程度充足はされているのですが、何せ新人であるということ、夜勤も含めて独り立ちするには教育期間が少し必要だということ。それと、今年入った看護師さんの新人については、当院の看護学校でいうと3年間あるのですが、ずっと3年間コロナの影響を受けていて、病院実習とかがほぼできていない年代の方、校内実習がメインだった、そういう世代の方々が来ていましたので、そういった教育も含めてやらなければいけないということで、今年4月から6月までに限っては、3月までと同じ診療制限をかけたまま3か月間推移をしたという経過がありますので、そういった影響もあって、去年は診療制限のない4月から6月の期間、今年の4月から6月については診療制限がかかっていた。その違いによって収益も去年と比較すると減少していますし、入院患者数についても減少していると。ただ、これは7月以降は制限を解除しまして、通常の状態に戻してございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 うちの病院は、入院単価が相当高い病院で、決算の割り算をしてみると、入院患者が1人当たり6万7,000円ぐらいの入院単価になるのです。ここで9,000人、前年度より少なくなるということは6億円以上の収入減になっている今状況だということなのです。物を見ていくと、いわゆる5類になっていくと診療報酬単価も下がって、これまで上乗せされていたものが元に戻ってしまったりとか、先ほどの病床確保の補助金、これは去年、おととしは10億円ずつ来ていますから、大きな大きな補助金だと思うのですけれども、これもがたっと減っていくという資料があります。

それで、先ほど局長が答弁された中では、今のところ診療報酬についてはあまり5類になったからといって大きな影響はないというお話があったのですけれども、だとすると余計心配ですよね。私は、それがあつたから、ぐっと今回経営的にきついのかと今思っているのですけれども、今のところそれがなさそうです。だけれども、かなりの赤字が今出ているということになると、これから挽回できるのだろうかと思っているのです。令和4年度、今回の決算の関係ですけれども、キャッシュフロー的にいっても約8億5,000万円赤

字になってしまっていて、基金残高、これは現金とよく言いますけれども、これまで23億円あったのが8億5,000円赤字になってしまったのだから、今15億円に減少してしまっているのです。という決算ですね。これは、10億円の収益や補助金が入った上でこの状況ですから、今回もし補助金がぐっと減っていったら、さらなる赤字になっていくことが心配されますよね。そこのところは、先ほど病床確保の補助金については、現在今もう半減されていて、10月にもう一回見直しがあるけれども、そこが分からないというお話でしたけれども、現状維持されることは、そんなことになることは絶対ないですよ、きっと。必ず減らされるのだらうと思うのですけれども、そこは全く今の段階では分からない状況なのですか。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 昨年、一昨年と病床確保料ということで10億円近い補助金をいただいていたと。それが9月までは単価が半分になった状態で残っている。では、その10月以降はということで、1回目の答弁ではそこら辺はまだ詳細が分からないというご答弁をさせていただきました。

ただ、8月30日に一部メディアで、厚生労働省は10月以降、感染拡大時に限って支払う方向で検討しているという報道がなされました。通常、この手のものを厚生労働省が発表すると、大手新聞各社みんな報道するのですが、なぜか今回だけ1社しか報道していないので、そこが分からないので、先のことはあまり今の段階では分からないし、コロナになってから国から出されるものは新聞とかのマスコミさんの報道が先行して、後から文書が我々の手元に来るという状態が続いていますので、もうしばらくすると何らかの動きはあると思うのですが、感染拡大時に限って支払う方法で検討しているという報道がありますので、では感染拡大時とはどういうときなのかという、その定義も含めて今分からないのですが、もしかすると今の状況で継続する可能性がゼロではないと私は見ております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 9月までは半分。半分は入ってくる可能性が高い。その後はまだ分からないのだと思うのです。ただ、もしこれが入ってこなかったら、さらなる追い打ちをかけられるので、えらいことになると思うのです。ただ、この市立病院傾き始めたらえらいことになるので、そんなことにはならないように絶対頑張ってもらいたいのですけれども、先ほど今後どのような対応をするのかというお話を聞きました。どちらに転んでも、このコロナの補助金を頼りにしているようでは駄目ですよ。たまたまそれがあからプラスになったりマイナスになったり、このコロナを理由にしているような今もう状況ではないと思うので、コロナの補助金が残ったら、現金がそのままで行ってくれるぐらいになるので、これはもう安心できるけれども、コロナの補助金が出るのか出ないのかでなんていう病院経営ではなく私はして欲しいと思うのですが、今後の対応というのは、紹介

患者を増やしていったということだったと思うのですけれども、もう少し具体的に話をし
てもらおうとどういうことなのですか。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 紹介患者を増やすということは、その先には地域医療支援
病院の取得というはあるのですけれども、なかなかそこもハードルが高いのですが、紹
介患者さんを増やしていただくと、当院をかかりつけ医にしている、ずっとうちにかかっ
ている患者さんよりは圧倒的に診療単価が高くなります。ですので、患者数、コロナにな
って若干減っている部分は診療単価のアップでカバーしていけるという考えです。

1 回目の中で紹介患者獲得に向けた病院訪問のお話をさせてもらいましたが、それ以外
にも事業管理者を筆頭に、今D P C診療、この3年間ぐらいコロナになって、なかなかそ
ういう院内での勉強会であるとか、職員も代わりますので、そういったものが手薄になっ
ていた部分もありますので、今年の春からはドクターも含めてD P C制度をもう一回きち
んと正しく理解して運用しようということで取組を始めていますし、それを受けて病棟の
看護師長さんたちも自分たちで勉強して、その発表会も先々月ぐらいだったか、そんな
ことも取組を始めていますし、これは来年度の話になりますけれども、研修医の確保もあ
る程度正職員化することでのめどもついてきておりますし、あとはこれまでもやっており
ますが、B S Cによる適正な利益の確保ということで各部署ごとにアクションプランをつ
くって、それを実践していくということもやっておりますし、あとは職員から提案を求め
まして、経費節減の、あるいは業務改善、そういった提案はありませんかということで私
も窓口になっていろいろ提案をいただいたりもしております。

そういったことで、令和3年度はうまいこと貯金ができたのですが、令和4年度に何か
それを全部使い切ってしまったような形になっていますので、この7月以降8月、これか
らそれをどうやって取り戻すのかということが今求められていると思いますので、そこ
に向かっていきたいと思っておりますし、昨年の比較の話でいきますと、7月単月で見ますと昨年
よりはもう既に収益は上回っております。患者数は減っておりますが、新規の入院患者数
というのは昨年より増えております。先ほどD P Cの話をしました、高回転で回さなけ
ればいけないので、1人の患者さんが入院、平均在院日数というのですけれども、何日間
入院するか、そこを短くして、高回転で回している。ですから、収益も上がっている。た
だ、延べ患者数だけを見ると、去年と比較しますと、新たに入院する人の数は増えてい
るのですけれども、早く帰しますので、延べ患者だけ見ると増えていないと見えるのですが、
内部ではなかなか効率的に今回始めたという状況になってございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何か部分的だけ聞くと、患者さん高回転で回されて、きちんと治ってい
ないのに退院させられているのではないかと誤解するのは嫌だと思っているのですけれど、
きちんと患者さん治療してくださいね。

それで、とにかくまずい状況に来ていると正直思うのです、数字を見ていくと。しかも、先ほども言ったように、補助金頼りみたいになってきていて、これはもう何とかやっていかないと、市立病院をまちづくりの核だといいいながらやってきてもいるし、もともとは1,000人も従業員がいる大企業だし、傾き始めたら、一般財源まで影響を受けるような状況になってくると私は思っているのです、もしかしたら今がその瀬戸際だなんていうことには私は思いたくないのですけれども、でも打つ手はなるべく早く打ったほうがいいだろうと思うわけです。

つまり市立病院は、地域のセンター病院でもあるわけだし、本来やるべく業務、それをしっかりやるのが、この市立病院の経営の安定にもつながることだと思うのですけれども、局長、そうやるためには何が必要なのか、どうしていったらいいのかをお伺いします。
○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 地域での当院の役割、具体的に言いますと高度急性期医療であるとか救急医療、それから周産期医療、あとがんの拠点病院でありますので、がん診療、あるいは当院の特徴であります認知症の治療、こういったものをしっかりやるのが地域のためでもありますし、当院の経営にとっても非常にいいということは分かってございます。

では、それをするためにどうすればいいのかということは、しっかり人材を確保する。令和4年度は、クラスターなり出勤困難者が多発したということもありますが、そうならないようにしながら、コロナは恐らく今のような状態が少し増えてきたり減ったりという感じで、完全にはなくなっていくかと思うのです。ですから、それを分かった上でどう当院がやるべき診療と、コロナの診療も並列的に診療制限かけることなくどうやっていくかということを考えて、それをやればおのずと経営も上向きになっていくと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市立病院、私は心配を今していますけれども、心配し過ぎだっとなっていてほしいと思うのですが、病院事務局の力も十分発揮してもらっていないと、お医者さんも看護師さんたちも特異な職種なので、結構いろいろなお話をしていくのは難しいだろうと思うのです。ところが、頑張ってもらわなければいけない事務局も2人、来年には役職定年になるし、局長一人で頑張るという状況にもなりかねないです。

ここはもう、砂川市の命綱です。この市立病院をしっかりと安定経営に持って行っていただくことを心の底から願いながら、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員の一般質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

山下克己議員。

○山下克己議員 (登壇) 私からは、通告に基づき大きく2点についてお伺いいたします。

大きな1、砂川駅前地区整備施設について。現在砂川駅前地区整備実施設計に基づき、まちの中心部である駅前地区のにぎわいを創出し、商店街の振興、活性化を目指して運用開始を令和7年4月の予定で施設整備が進められております。この施設の運営管理は、砂川商工会議所と砂川観光協会を中心に市民や他の団体等からも利活用などについての意見聴取を行っており、関係者による協議会を立ち上げ、今後運営管理に関する具体的な内容を協議していくとのことですが、駅前施設を中心としたまちのにぎわい創出に向けての取組について、以下の点について伺います。

(1) 協議会の開催の状況について。

(2) 協議会以外場で市民や団体等から今後意見聴取等を予定しているのか。

(3) 協議会において具体的な検討がされると思われるが、その協議を受けての実施主体は誰になり、市の関わりは今後どのようなようになっていくのか。

大きな2、成人のひきこもりについて。病気や社会生活への適が難しいなどの理由で、成人期においてもひきこもりになる方がいらっしゃいます。親と同居し、生活を支えられていることで親が健在の間は誰からも知られていなかったが、親の死後、単独での生活が困難で初めて分かるケースなど、地域の見守りや福祉サービスが届かない場合もあり、今後このような方が増えていくことが予想されます。そこで、以下の点について伺います。

(1) 砂川市における成人のひきこもりの現状について。

(2) 現在のひきこもりに対応する市の施策や関係機関との連携の状況について。

(3) 今後の対応策に関する市の考えについて。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 (登壇) それでは、私から大きな1、砂川駅前地区整備施設についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 協議会の開催状況についてであります。砂川駅前施設運営協議会につきましては9月4日に第1回協議会を開催し、会長の選出を行った後、実施事業について今までに市民や各団体等からいただいた意見を基に取りまとめた想定事業を事務局案として提案し、各委員から意見や感想をお聞きしたところでございます。主な意見内容といたしましては、図書館があればよい、まちゼミやビアガーデン、他業種マルシェなどの開催、またイベントの開催といった非日常の利用以上に日常の集客が重要という意見があったところでございます。今後は、事務局案及び事務局案以外で考えられる事業を各団体において検討をしていただき、それらを基に具体的な事業内容及び実施主体等を協議していくこ

ととしております。

次に、（２）協議会以外の場で市民や団体等から今後意見聴取等を予定しているのかについてであります。市民などからの意見聴取につきましては、今まで基本構想や基本設計策定時などにおいてパブリックコメントを実施しているほか、市民ワークショップを開催し、高校生や大学生を含む参加者から意見をいただいていたほか、高校生や市立病院職員へのアンケートの実施や市内の団体や計画地周辺商店等に対しても施設の概要を説明した上で意見聴取を行ってきたところであります。今後は、市民に対しての意見聴取は予定しておりませんが、市内の団体等においては協議会に参加している団体のほか、様々な団体がありますので、そのような団体に対しましては今後の協議会での協議内容によって利活用について個別に意見をお聞きするほか、また協議会に出席していただくなどして意見をお聞きしていきたいと考えているところでございます。

次に、（３）協議会での協議を受けての実施主体は誰になり、市の関わりは今後どのようになっていくのかについてであります。本協議会の事務局は市となりますが、具体的な実施事業については協議会で取りまとめていくことになり、その内容、実施主体等を検討していくこととなりますが、イベントなどの事業については各団体等が主体となって実施していくこととなります。通年で実施する事業などにつきましては、指定管理者または各団体が実施主体となることを想定しておりますが、誰がどのような形態で運営していくのかについては、協議会の中で検討していきたいと考えているところでございます。また、市といたしましては、SUBACOや地域おこし協力隊による事業を実施するほか、それぞれの団体の事業実施に向けてサポートをしていきたいと考えており、また供用開始後も市が事務局となっておりますので、毎年市民ニーズの把握や実施事業などについて意見交換を行いながら、よりよい施設運営を図っていききたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 （登壇） 大きな２、成人のひきこもりについてご答弁申し上げます。

初めに、（１）砂川市における成人のひきこもりの現状についてであります。ひきこもりとは厚生労働省により様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則的には６か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指すと定義されており、内閣府が令和４年１１月に実施したこども・若者の意識と生活に関する調査では、１５歳から６４歳までの年齢層の約２％に当たる、およそ１４６万人がひきこもりの状態にあると推計されております。当市における成人のひきこもりの現状につきましては、これまで抽出による実態調査等を行ったことがないことから、該当者数や全体像については不明であります。各種福祉制度を利用される際の面談や訪問調査、民生委員及び町内会による見守り活動、障害者総合支援法に基づく相談支援事業、地域包括支援センター及び社会福祉協議会による生活相談などにより個別の事案については把握が可能なケースも生じるところで

あります。

次に、(2)現在のひきこもりに対応する市の施策や関係機関との連携状況についてありますが、当市では障害者総合支援法に基づく地域生活支援拠点事業について、令和3年度から社会福祉法人くるみ会が運営する地域生活支援センターぼぼろに委託して実施しております。当該事業は、障がい者等の高齢化や親亡き後の生活を見据え、障がい者等の生活を地域全体で支える支援体制の構築を目指し、各種相談への対応などを行っておりますが、障がいの有無にかかわらず、ひきこもりの状態にある方とご家族についても利用が可能となっていることから、相談窓口としての役割を果たすことができるものであります。また、精神保健福祉に関わる事案であれば、市の保健師が相談を受けることや滝川保健所が随時開設している心の相談窓口をご紹介するなどの対応が考えられ、経済的な不安も併存する事案であれば、生活困窮者自立支援制度の枠組みの中で市の社会福祉課あるいは社会福祉協議会が窓口となり相談を受けることも可能であります。このほか、北海道が公益財団法人北海道精神保健推進協会に運営を委託している北海道ひきこもり成年相談センターが電話相談等に応じていることから、その周知を図ることも有用な手法の一つと考えております。

次に、(3)今後の対応策に関する市の考えについてありますが、ひきこもりの状態にある方やそのご家族に対応する場合、当事者が感じている生きづらさや不安などに思いを寄せ、時間をかけて信頼関係を構築しながら多面的なサポートを継続していくことが大切であり、一人で悩むことや家族の力だけで何とかしなければとは意識せず、まずは相談先があることを知っていただき、問い合わせていただくことで改善に向けた一歩を踏み出すことになるものと考えております。つきましては、市、社会福祉協議会、民生委員、保健所など多数の相談窓口があることについて周知を図るとともに、関係機関の連携、協力を深めながら、心配な世帯が発見された場合にはケース会議を開催するなど、包括的な支援に努めていく必要があるものと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 それでは、まず大きな1の砂川駅前地区整備施設についてお聞きしていきたいと思います。

まず、(1)についてですが、先日協議会が開催されたということで、こちらの協議会では施設の運営管理に関することを協議していく場ということだと思っておりますが、今後この施設でどんなことができるのか、していくのかということもこの場で協議を行っていくのかと思われまます。そうすると、商工会議所と観光協会が今まで担うとされていた指定管理者の役割とさまざまな部分で重複してしまうように感じるのですが、その辺りそれぞれの団体の役割についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 指定管理者につきましては、商工会議所及び観光協会に担

っていただくということを予定しているところでございます。ただ、この2団体につきましては、本来の団体の業務を行う中で指定管理業務を担っていただくこととなりますので、管理運営の全てを担っていただくとなると負担が大きくなりまして、また人間的な面からも難しいことから、基本的にはこの2団体につきましては施設の管理をメインに担っていただくこととしているところでございます。ただ、両団体ができる範囲の中で施設の運営者または利用者の立場というところで担っていただけるものがあれば、そこはお願いしていきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 商工会議所と観光協会、両団体が予定している指定管理は、主に施設の管理部分ということで、事業実施などの部分は協議会が中心になって行っていくというご答弁だったかと思えますけれども、指定管理は基本的に議会の承認を受けて市から指定を受けて市の施設の運営管理を担うというものだと思いますが、今回のケースですと協議会でいろいろな協議をして、その決定事項みたいなものもあると思うのですが、そういう部分に指定管理者が拘束されてしまうのではないかと。そこで話し合われた結果とかが、そういうことが起きないのかとか、協議会が指定管理にならないということであると、協議会自体は施設の運営管理という形ではない形でいろいろなことに関わっていくのかということなのだと思いますけれども、その辺がどうしても市と協議会と指定管理者、非常に何か混乱を招くのかと思えますし、何かそこがその部分ほどこだよということになってしまうと、正しく運営できない部分も出てくるのかという、そんな感じを受けるものですから、その辺りの整理について指定管理者、予定している観光協会や商工会議所と意思疎通というか、理解、共有されているのかということと、その協議会のメンバーの中でそういう理解はされているのか、その辺りどう考えるのかお聞きしたいところなのですが、またはそういうことも今後協議会でいろいろな役割を話し合うということを予定されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 指定管理者につきましては、商工会議所、観光協会が施設の管理をメインで、まずは指定管理は担っていただく。運営部門は除きまして、施設の管理だけをまずはやっていただくということで、その両団体についても内諾は得ているところでございます。

また、協議会の役割といたしましては、基本的には事業の実施主体、運営主体ということではなくて、それぞれの参加していただいている団体が実施主体となって、どのような事業が実施できるか。また、事業を実施するためにはどのようなことが必要なのかをこの協議会の中で意見交換をしながら具体的な事業をつくり上げていく。その中で決まった事項については、各団体において実施をしていただくということで協議会を設置したところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほどの答弁からいくと、運営の部分は指定管理とかそういうことではなく、個別の団体が行うということが基本でというか、という形を全ての事業で当てはめていくということよろしいでしょうか。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 今議員さんのおっしゃるとおり、運営部分につきましてはそれぞれいろいろな団体がイベント等をやっていただくということを予定しておりますので、運営といたしますか、そういう事業についてはそれぞれの団体が実施主体となってやっていただくということでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 事業、幾つかの単発の事業でしたらそういうこともいいのかもしれないですけども、私のイメージとしては一年を通してずっといろいろな事業を組み合わせるこの施設を有効活用していくというイメージがあるのかと思っているものですから、その辺もう少し、もし会議、協議会等でその辺の役割分担とか協議いただけるのであれば、体制づくりというのは非常に大切だと思いますので、進めていっていただければいいかと思えます。

次に、(2)についてですけども、今現在協議会のメンバーというのはまちなかでいろいろ活動されている団体とか、そういうところが入っているかと思いますが、今後もこの施設を利活用するような、したいという団体があれば、いろいろな意見を聞いたり入ってくるというご答弁もあったかと思うのですけれども、駅前地区のにぎわい創出、商工振興という目的である以上、より多くの団体や有志の方、いろいろな力を借りる必要があるかと思えます。例えば今別の場所で行っている事業を駅前施設に持ってくるというだけでは、多分それはプラス・マイナス・ゼロみたいな、場所が変わるだけになってしまいますので、目的は達成されないかと思うのですけれども、そういう面も含めて商店街や中心市街地の活性化を達成するためには、新たな事業、新たな結びつきですとか新たな発想でいろいろなことを考えていく必要があるかと思えます。

先ほど小黒議員の質問の中で市長もご答弁されていたのですけれども、まちの方の意見も幅広く聞いていきたいということもお話がありましたけれども、もっと多くの意見を持った人たちに集まっていただくということを今後必要と考えますが、市の考えについて伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 まず、各団体におきましては、今までいろいろな場所で既存のイベントを実施してきたところがございますけれども、そのイベントについては一定程度の成果は上がっていると私ども認識しておりますので、そのような事業を立地のよい駅前施設において実施することでにぎわいを生みまして、まちのイメージの向上や商店街

の波及にもつながっていくものと考えておりますので、団体におきましては、まずは既存の事業でもよろしいので、やっていただきたいという私どもの思いもあるところでございます。また、新たな取組につきましても、市で取りまとめた想定事業のほかに、協議会の中で意見交換をしながら実施に向けて検討していきたいと考えておりますし、また協議会の参加団体以外にも施設利用が想定されるいろいろな団体がありますので、そのような団体に対しましてもこれから意見やアイデアをお聞きしながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 駅前施設で事業をやるのが駄目ということではもちろんないので、その辺は場所を考えたり、よくなる点とかいろいろなことを考慮して場所は設定したらいいとは思いますが、私としてはこの施設はここだけで完結する目的地ではないと思っています。この施設は、あくまで玄関のようなところで、ここに来た人はまちなかや商店街を回遊したりスイートロードや公園などを利用したりしていくものだと思っております。そうしなければ、中心市街地の活性化ですとかまちなかの商工振興とか、そういうことが図られないのではないかと思います。

そういうことから考えて、私は中心市街地全体が一つの、例えば道の駅だったりショッピングモールのような、そういうイメージなのかと、そう考えていけばいいのではないかと考えております。そう考えれば、例えばまちなかには洋食屋さんも和食屋さんも、そばもラーメンも食べられますし、洋服を売っているお店、和服を売っているお店、地元のとれたて野菜はアイアイさんに行けば買えますし、あとは肉屋さん、魚屋さん、本屋さん、酒屋さん、いろいろありますよね。お菓屋さんもありますし、お菓子屋さんだつてまちなかには幾つもあります。夜はお酒を飲めるお店もありますし、そういうところ、いろいろなものが関わっていく部分なのかと思っております。

また、アフターコロナ、人生100年時代、これからそういうことがいろいろ考える時代になると思うのですけれども、そのときのキーワードは私は健康だと思うのです。そういうコロナに負けないとか、高齢になっても元気で生きるとか。そういうことからいけば、少し歩けばウォーキングやジョギングに最適なオアシスパークがありますし、素晴らしい場所だと思います。

また、駅を挟めば文化施設として地域交流センターゆうがありますし、また今現在国道12号沿い、こちらは無電柱化工事が進んでおりますので、今見ても何か景色が変わってきたと感じるのでございますけれども、そういう景観を含めてまちの魅力をよくしていく、もっとアップしていくという、今がいいチャンスだと思うのです。例えば商工労働観光課に義士の衣装があると思うのですけれども、そういう義士の衣装を着た人が無電柱された国道を歩いているなんていったら、すごくおもしろい風景、情景になるのかと思います。

また、今回商店会連合会が大臣表彰を受けましたけれども、花いっぱい運動ですとか、

あとパンケ歌志内川の河川敷には毎年NPO法人オアシスさんが花を植えたりしてくださっていますけれども、このような活動も連動していけば、もっと魅力的なまちになると思います。

また、事業は単発なものを年間数本やるということではなくて、年間を通して、例えば砂川の関連したものが当たるガチャガチャですとかUFOキャッチャーとか、雨竜の道の駅に米がつかめるUFOキャッチャーがありますけれども、そのようなものが置いてあれば、それを目的に楽しんでもらえたりもするかもしれないですし、春から秋にかけてはウォーキングですとかサイクリングの発着点があったり、夏にはビアガーデンをやったり、冬は国道沿いに雪像を飾ってもいいでしょうし、またチャレンジショップ、何かチャレンジしたいような人がこの施設でまず行って見て、将来独立を考えていくという、そんなこともあっていいのかと思っています。

様々な人や物がここを中心に結びついていけば、すごくいいものになるのではないかと思いますし、もちろん市の施設なので、道行く人が疲れたら、少しここでお休みしましょうというのも全然ありだと思うのです。ただ、その人がただ休んだだけでは多分この施設の目的には合わないでしょうから、そこで休んだ人が今度商店街で何かお得な情報を得て買い物をするとか、例えばそこでクーポン券を出してあげて、そういうのを利用してまちに行くとか、そういうことにつながっていけば、この施設の目的に合うような活用になるのかと思います。これは、以前SUBACOでもやっていた事業なのかと思いますし、先ほどSUBACOという話もありましたので、こういうことも考えられているかもしれませんけれども、一応私たちもこんなことがあったらいいと思っています。

また、子育て世代への支援もこれから大事だと思うのですが、例えば子育てに少し疲れたお父さんやお母さんが子供を少しこの施設で預けて、まちなかでその間食事や買い物を楽しむとか、そんなこともあってもいいのではないだろうかと思います。とにかくいろいろな可能性があるとは私は思っていますし、そういうもっといろいろな多くの意見を聞いて検討して行ってほしいと思うのですが、長く話し過ぎましたけれども、その辺りの意見、考えとか、ありましたらお聞かせください。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 駅前施設、にぎわいを生んで、地域活性化を目指すという施設として今つくり上げてきておりますけれども、それで議員さんもおっしゃるようないろいろな展開といいますか、いろいろなことが実施できる可能性を持った施設だと思っております。それらについては今回協議会を設置させていただきましたので、まずは協議会の中で意見交換、検討をしながら進めていきたいと思っていますし、それに伴って商店街の方々ですとか、いろいろな方々の意見も聞きながら進めていきたいと考えているところでございます。またこの施設、人が集まってもらえるような施設としていきたいと思っておりますけれども、この施設だけに完結するのではなくて、この施設に訪れた人方が市内

を回遊していただくことが重要だと考えております。そのためにはイベントも必要となってきますけれども、日常の使い方も施設の充実というところで重要と考えておりますので、先ほど議員さんの言われていたクーポン券の配布といったことも市内の回遊していただくというところでは有効な手段だと思います。いろいろなことが考えられると思いますので、今後日常的にどのようなものが必要となるのか、これから十分協議検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほどいろいろ考えていきたいということですが、多分経済部だけのことではなく、もっと役所の中でもいろいろな部が関わって、いろいろな意見を聞いて、どんどん広げていっていただければいいと考えます。

それで、運営管理の体制を最初の質問で整理をしてほしいということと、この施設を中心にできることをみんなで考えてやってほしいということなのですけれども、これを実際に動かすときに一番の問題は、人とお金の問題だと思うのです。私も以前幾つかの協議会等に参加したことがあるのですけれども、自由な意見を出してくださいということで参加者もどンドンいろいろな意見を言って、いい意見がたくさん出て、すごく盛り上がるのです。盛り上がったところで、さあ、それを誰がやりますかという話になったときに、みんな無理ねということで、そこでいつも何か終わってしまうのです。そういう経験を何度かしています。それはそうだと思うのです。先ほどそういう答弁もあったのですけれども、そこに参加している団体というのは、それぞれ自分たちの仕事の中で限られた人とお金の中でやっています。また、ボランティアだって限られた時間の中で精いっぱい活動しているということですから、そういう中で新たなことをやるというのは人もお金も多分厳しい状況があるのだと。それは、もうそのとおりだと思うのです。今回の駅前施設に関しても、新たなにぎわいを創出するためには、ある程度のお金と人を投入しないと新たな展開というのは難しいのだと、不可能ではないかと思えます。このまちは今なら、先ほど言ったようにいろいろな可能性あるし、いろいろなことできるのではないかと思うのですけれども、でもこのままいくと数年後には商店街も後継者不足という、すぐ、今にでもという状況もお聞きしておりますし、寂しい状況になるのかと思えます。そうなってしまっただけでは遅いと思うのです。ですから、この施設を建設した目的を達成するためには、この事業自体の実施自体は市だと思いますので、市も積極的に関わっていただいて、この場でお金のことを議論するものではないと理解しますけれども、今後協議会等で運営管理、事業実施について議論、検討を進めるときには、人やお金のことも併せて協議検討をしていただきたいと思えますけれども、その辺り市の考えをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 まず、イベントを実施するに当たっては、その内容によっては資金面についても課題となってくるかと思うところでございますけれども、まずは実

施する団体等において継続して事業を実施していただくためには、もうかるようなイベントも持続的にぎわいという意味では必要だと考えておりますので、そのようなことも踏まえながら協議会の中でもどのようなイベントができるか、また人に関してもこのイベントをこの団体がやるのだけれども、その協議会の団体の中でうまく人の連携ができないかというところも意見交換しながら検討していきたいと考えているところでございます。またイベントの資金面につきましても、市といたしましてはできるだけ実施する団体の負担を軽減するために設備面で用意できるものは施設として準備していきたいと考えておりますし、イベントに対しての補助といえますか、資金面に関しましては多額の費用をかけて大きなイベントを実施するというときには必要となってきますけれども、その前提としてイベントに対しての費用対効果が重要となってくると思いますので、そのようなことも踏まえながら、現在資金面については商工サイドにおいてもイベントに対する新たな補助も考えているようでありますので、そのようなものを含めて協議会の中で今後意見をお聞きしながら検討していきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほどうかるということもおっしゃっていましたが、確かに収益が上がるような事業ができれば一番いいのですけれども、もちろん収益を上げるためには人が来て買ってもらうということですから、そのためにはマーケティングだとかプロモーションだとかいろいろなことが絡んできて、単純に物を売るだけでしたら買った、それだけですけれども、とにかくこの施設を有効活用するためには、恐らくいろいろなことが絡んできますし、単純にもうかるだけではない部分というのもあると思うのです。先ほど言ったようなプロモーションなんていうのは、それ自体でお金をもらうわけではないですから、その結果としてお金が市に落ちるといった形になると思いますので、そういうことも含めていろいろなお金の問題というのは避けては通れない問題だと思いますので、今後いろいろと検討をしていただければと思います。施設を建てるのが目的ではないので、できてからが本当のスタートだと思いますので、これからも官民一体になってこの施設の有効活用を図っていただければいいと思います。

続きまして、大きな2のひきこもりについてお聞きしたいと思います。先ほどの答弁で国の調査で15歳から64歳までの2%程度がひきこもりの状態にあるということでしたけれども、そういうことであれば少なからず砂川においてもひきこもりの状態の方がいらっしゃるのかと推察されますが、実際調査等は砂川では行っていないということですが、先ほど個別の事案として把握が可能なケースもあるというお話もされていたかと思いますが、どのようなケースなのか。また、実際に相談事例とかがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 具体的に、今市内におけるひきこもりの事案ということに

つきましては、地域生活支援拠点が相談の窓口となり得るということは1回目のご答弁でも申し上げたとおり、そのぼぼろに聞きますと、1年間の中で数件のひきこもりについての相談があると。そのほとんどが親御さんからのご相談ということで、お子さんの将来を案じてということでお話があったというケースもございますし、当市の保護担当では実際になかなか社会的つながりを持つことが難しい世帯があるということも把握はしているところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 実際にそういう事例があるということで、(2)に入らせていただきますけれども、先ほどの答弁でぼぼろさんに相談業務などを委託しているという話ですとか、保健所ですとか社会福祉協議会だとか北海道ひきこもり成年相談センターですか、そういうところで相談に乗ってもらえるというお話がございましたけれども、何かのきっかけでそういうところとつながるといふか、つながった方についてはそういう相談につながるということだと思うのですが、それ以外の方はなかなかどこに相談していいとか、そういうのが分からなかったり、一人で抱え込んでしまったりとか、そういうことになりかねないと思うのですけれども、先ほど周知を図ることも有用だというお話、答弁もありましたので、具体的にどのような周知などを考えているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 周知につきましては、現在市のホームページで健康福祉の中で保健医療のカテゴリーであります。心の健康に関することということで孤独、孤立対策、悩みを相談できる窓口がありますということで、内閣官房のホームページにリンクが貼らさるということでお伝えしていますが、まだ地域生活支援拠点ぼぼろがあるということも掲載に至っておりませんので、今後はそういったことを市のホームページでそのほかにも多くの相談先があること、また滝川保健所にお聞きしますと、滝川で活動されている家族の会もあり、もちろん砂川からの参加も可能ということでお聞きしておりますので、そういった点を含めて周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 周知については大変重要だと思いますし、いつでも相談ができる場所があるということを知るだけでも安心につながると思えますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

また、例えば市の保険の窓口ですとか住宅の相談に来た人とかもそういうことをきっかけに何か分かることもあるかと思えますので、市の各部署とも意識ですとか知識の共有を図っていただければいいかと思えます。

それで、(3)の今後の対応策ということで、相談体制や包括的な支援体制を構築していく必要性について言及されていたかと思えますけれども、まさに本人とその家族に寄り添った支援が必要だと考えます。80代の高齢の親が50代の子供の生活を支える、いわ

ゆる8050問題というのですか、そういうものが最近よく話題になりますけれども、その状態が続けば9060問題になるのかと思いますし、このひきこもりの問題だけではなくて、例えば子供が年を重ねていったら、今度は老老介護の問題ですとか、親が亡くなって子供一人になったときに、その後孤独死問題とか、いろいろな現代が抱える様々な問題につながっていく可能性があるのかと考えます。そういうことから、行政として最終的にはどのような方向性が望ましいというか、行政の立場として考えているのか。そして、支援をどう進めていこうと考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ひきこもりの状態にあるご家庭にとって一番大切なことは、そのご家庭が孤立しないことではないかと考えております。ついては、どのように継続的にその世帯との接点を持っていけるのかということについて、関係者間でその事例に沿った形で検討を進めていかなければと思っておりますし、最終的には社会との接点が失われていってしまう、そのご本人に何らかの形で再び社会とのつながりを持っていただけるような、ご自分のお気持ちとして将来を見据えて自立を意識した生活スタイルに少しでも近づいていけるような、そういった方向性を目指して、市としまして、行政としての相談対応や支援に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 ひきこもりについては、何かのきっかけがないと分からない、つながらないということ、そういう実態ということも分かりますし、また当事者のご家族が問題だと思っていない場合もあるのかもしれないですし、そうなると行政が対応していくということは難しいことになってしまいます。ただ、先ほど言ったように、ひきこもりの問題はそれだけではなく、いろいろな問題につながっていく、こういう時代にいろいろな起きる問題と直結していると思いますので、ふだんからいろいろなネットワークを広げて、市民に寄り添った、そういう対応をぜひこれからも行っていただきたいと考えます。

終わります。

○議長 多比良和伸君 一般質問は全て終了しました。

◎日程第2 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長 多比良和伸君 日程第2、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

変更の理由は、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体として新たに後志広域連合が

加入することに伴い、本規約の一部を変更しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては3ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

向かいます。左側が現行、右側が変更後となっており、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表の2号、一部事務組合及び広域連合の表、後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「後志広域連合」を加えるものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第7号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第7号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) 議案第7号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを提案いたします。

砂川市教育委員会委員住亮太郎氏は、令和5年9月30日任期満了につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、次の者を任命することについて市議会の同意を求めます。

記載のとおり、住亮太郎氏を任命いたしたいと思います。

議員各位のご同意をよろしくお願いいたします。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第7号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第8号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第4、議案第8号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) 議案第8号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

砂川市固定資産評価審査委員会委員佐藤進氏は、令和5年9月30日任期満了につき、地方税法第423条第3項の規定に基づき、次の者を選任することについて市議会の同意を求めます。

氏名は記載のとおり、佐藤進氏でございます。

履歴につきましては、次のページに記載しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第8号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

これより10分間休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第5 議案第9号 令和4年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて

議案第10号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定

を求めることについて

議案第11号 令和4年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を
求めることについて

議案第12号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認
定を求めることについて

議案第13号 令和4年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決
算の認定を求めることについて

議案第14号 令和4年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算
の認定を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第9号 令和4年度砂川市一般会計決算の認定を
求めることについて、議案第10号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定
を求めることについて、議案第11号 令和4年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を
求めることについて、議案第12号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認
定を求めることについて、議案第13号 令和4年度砂川市下水道事業会計利益の処分及
び決算の認定を求めることについて、議案第14号 令和4年度砂川市病院事業会計利益
の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

各議案に対する説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 私から議案第9号 令和4年度砂川市一般会計決算
の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明申し上げます。令和4年度各会計歳入歳出決算書の
3ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計の歳入総額は162億6,185万
9,383円、歳出総額は156億9,716万5,730円で、差引き5億6,469
万3,653円の剰余金を生じる決算となったところであります。

次に、歳入の構成比を見ますと、自主財源は全体の38.5%で前年比4.1ポイント
の増、依存財源は61.5%で前年比4.1ポイントの減となったところであります。な
お、自主財源及び依存財源の主な内容は記載のとおりであります。326ページに決算
の財源推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、歳入決算額の対前年度比較であります。市税から4ページの市債まで主な増減
理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきます
が、全体的に申し上げますと、固定資産税などの市税の増、地方交付税の増、土地売却収
入などの財産収入の増、寄附金の増、繰越金の増、粗収入の増となったところであり、地
方特例交付金の減、民生費国庫補助金などの国庫支出金の減、庁舎整備資金などの繰入金
の減、臨時財政対策債などの市債の減などがありますが、歳入総額は前年度と比較して8
億6,698万3,642円の増となったところであります。

次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別であります。4ページの人件費から5ページの普通建設事業費まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、委託料などの物件費の増、まちづくり事業基金積立金などの積立金の増、公債費の増となったところであり、人件費の減、扶助費の減、補助費等の減などがありますが、歳出総額で前年と比較して11億2,716万2,631円の増となったところであります。なお、327ページに歳出性質別決算の推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、5ページの主な財政分析指標の推移であります。初めに経常収支比率であります。毎年度経常的に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの一般財源が経常的に支出する人件費、物件費、公債費などの経費にどの程度充当されているかを示したものであり、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいことになり、4年度は3年度と比較して1.3ポイント増の83.1%となったところであります。

次に、財政力指数であります。普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の3か年の平均値を示したものであり、この率が100%に近いほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が多いことになり、財源に余裕があるということになります。4年度は3年度と比較して0.7ポイント減の30.1%となったところあります。

次に、実質公債費比率であります。一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年の平均値であり、地方債など借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標として用いられ、財政健全化法により早期健全化基準が定められておりますが、4年度は3年度と比較して0.4ポイント増の5.5%となったところあります。

次に、将来負担比率であります。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等の地方債などの借入金や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標として用いられ、財政健全化法により早期健全化基準が定められておりますが、4年度は3年度と比較して17.5ポイント減の48.1%となったところあります。

以上、令和4年度一般会計決算の概要について申し上げますが、6ページから14ページには一般会計歳入歳出決算書、15ページから18ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、19ページから322ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、323ページには実質収支に関する調書、324ページから339ページには各表に基づく一般会計決算説明書、505ページから511ページには財産に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 私から議案第10号、議案第12号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第10号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定めることについてご説明申し上げます。

決算書の340ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付し、都道府県が保険給付費を負担する制度に変更となりましたが、令和4年度の財政運営は財政健全化に対処することを基本として保険税の税率を据え置いて運営したところであります。主な給付状況では、療養給付費で11億4,996万8,229円、高額療養費で1億9,163万7,771円となり、保険給付費全体では前年度に比べ5.6%の減となったところであります。なお、歳入総額19億699万4,931円に対し、歳出総額18億8,105万3,141円となり、差引き2,594万1,790円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、保険税は2億1,292万7,498円で、前年度に比べ1,413万4,901円の減となり、現年度分収入率は97.63%で、前年度に比べ0.53ポイントの減となったところであります。歳入総額に対する構成比は11.2%となり、前年度に比べ0.1ポイントの減となっており、1世帯当たりの納税額は9万7,576円となったところであります。道支出金は14億9,625万8,465円、構成比は78.5%、一般会計繰入金は1億6,713万448円で、前年度に比べ610万8,279円の減で、構成比8.8%、その他繰越金2,970万4,436円、国庫支出金6万7,000円、財産収入76万9,125円と諸収入13万7,959円を加えた歳入総額は19億699万4,931円となり、前年度決算額と比較して1億752万2,826円の減となったところであります。

歳出につきましては、総務費は5,168万6,886円、保険給付費は13億5,102万5,280円で、前年度に比べ8,174万3,637円の減となり、構成比が71.8%と最も高く、国民健康保険事業費納付金は4億1,882万3,000円、構成比22.3%、保健事業費2,036万7,571円、基金積立金3,607万1,306円に諸支出金等を加えた歳出総額は18億8,105万3,141円となり、前年度決算額と比較して1億376万180円の減となったところであります。

なお、341ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、401ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第12号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を定めることについてご説明申し上げます。

決算書の469ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。令和4年度の財政運営は、後期高齢者医療制度を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額6億5,844万1,976円に対し、歳出総額は6億5,827万1,876円となり、差引き17万100円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料2億3,703万2,800円で、現年度分の収入率は99.99%で前年度に比べ0.08ポイントの増となり、歳入総額に対する構成比は36.0%となったところであります。また、一般会計繰入金4億718万8,496円、その他、繰越金6万6,500円、後期高齢者医療広域連合支出金104万8,775円と諸収入1,310万5,405円を加えた歳入総額は6億5,844万1,976円となり、前年度決算額と比較して6万3,960円の減となっております。

歳出につきましては、総務費518万3,443円、後期高齢者医療広域連合納付金のうち療養給付費は3億790万4,585円で、前年度に比べ577万7,078円、1.8%の減となり、事務費分686万6,000円、保険料分2億3,692万9,200円、保険基盤安定分8,699万6,010円を加えた総額は6億3,869万5,795円となり、前年度に比べ337万5,713円の減となっております。その他、保健事業費1,414万6,838円及び諸支出金24万5,800円を加えた歳出総額は6億5,827万1,876円となり、前年度決算額と比較して16万7,560円の減となっております。

なお、470ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、504ページには関連調書を添付しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第11号 令和4年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の402ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。令和4年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額19億517万5,187円で、歳出総額は18億3,544万104円となり、差引額は6,973万5,083円で、その内訳は国庫負担金等の過交付3,857万8,667円及び保険料の還付未済等4万9,300円によるもので、これら差引額3,110万7,116円は剰余金として介護給付費準備基金に積み立てることとしております。なお、過交付及び還付未済となったものは、翌年度において返還または還付するものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料は3億2,823万9,991円で、前年

度に比べ25万9,709円の減、現年度分収入率は99.81%で、前年度に比べ0.04ポイントの減となり、歳入総額に対する構成比は17.2%となったところであります。また、国庫支出金は5億1,316万770円、支払基金交付金は4億6,864万4,000円、道支出金は2億7,714万4,374円、繰入金は2億7,247万7,420円、繰越金は3,944万3,063円、これに分担金及び負担金117万8,875円、財産収入62万8,093円、諸収入425万8,601円を加え、歳入総額は19億517万5,187円となり、前年度決算額と比較して707万7,643円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は1,337万9,329円、保険給付費は16億5,866万1,064円、地域支援事業費は1億2,259万3,054円、諸支出金は3,912万1,855円であり、これに基金積立金148万4,802円、公債費20万円を加え、歳出総額は18億3,544万104円となり、前年度決算額と比較して300万2,452円の増となったところであります。

なお、403ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、468ページに関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君（登壇） 議案第13号 令和4年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、利益の処分であります。下水道事業会計決算書の10ページをお開きください。令和4年度末における未処分利益剰余金は3億8,960万6,535円で、このうち1億7,311万3,840円につきましては資本金へ組み入れ、残りの2億1,649万2,695円は資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補填財源として充当するため、減債積立金へ処分しようとするものであります。これは、決算書の4ページから5ページになりますが、決算報告書の資本的収入及び支出のうち、第1款資本的収入4,305万800円から第1款資本的支出の決算額4億204万8,480円を差し引いた3億5,899万8,400円が不足するものであり、この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40万5,098円、当年度分損益勘定留保資金1億8,547万9,462円及び当年度利益剰余金処分量1億7,311万3,840円で補填するものであります。なお、補填後の当年度利益剰余金処分量の残額4,337万8,855円につきましては、令和5年度の補填財源とするものであります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。決算書の31ページをお開き願います。令和4年度につきましては、地方公営企業法を一部適用してから4年目となり、経営状況の明確化、適切な施設管理など効率的な事業運営を行い、事業の健全化に努めてまいりました。業務の状況であります。年間有収水量は公共下水道事業では13

4万9,275立方メートルで、前年度末と比較し、3万8,040立方メートルの減となり、個別排水処理施設事業では2万6,269立方メートルで、前年度末と比較し、884立方メートルの減となりました。また、建設改良事業につきましては、マンホールポンプ改築実施設計委託などを実施し、令和4年度の総額は2,889万2,364円となりました。

次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は7億2,291万1,435円、収益的支出は5億641万8,740円となり、収支差引き2億1,649万2,695円の純利益となりました。

次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は4,305万800円で、内訳は企業債2,710万円、出資金1,212万5,000円、国庫補助金325万円、分担金及び負担金57万5,080円であります。資本的支出は4億47万5,964円で、内訳は建設改良費2,731万9,848円、企業債償還金3億7,315万6,116円であります。なお、企業債未償還残高は27億2,369万1,108円となりました。

続いて、決算書の32ページをお開きください。経営の実態を端的に示す経営指標に関する報告としまして、経営収支比率、経費回収率、有形固定資産減価償却率の5年間の推移を表したものになります。

なお、33ページから37ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 議案第14号 令和4年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、利益の処分でございますが、病院事業会計決算書の12ページをお開きいただきたいと存じます。令和4年度末における未処理欠損金77億153万6,336円で、従前から議会の議決を経て積み立てていた建設改良積立金から3,068万8,740円を繰入れしようとするものであります。これは、決算書22ページの資本的収入及び支出明細書のうち、建設改良事業に係る収支について、支出の部、1項建設改良費、税込み9億8,546万2,740円から収入の部、1項企業債8億7,300万円、3項補助金、1目道補助金2,107万6,000円、4項出資金、1目一般会計出資金中、ふるさと納税分6,069万8,000円を差し引いた額3,068万8,740円が不足するものであり、この不足する額を決算書15ページ、貸借対照表上、資本の部、7、剰余金、（2）利益剰余金、イ、建設改良積立金9億4,689万1,916円からロの当年度未処理欠損金へ繰り入れ、当年度未処理欠損金の残高を76億7,084万7,596円とするものであります。なお、この処分につきましては、現金を伴わない非資金の処分であります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。決算書の27ページを御覧いただきたいと存じます。令和4年度につきましては、全国の公立病院の約9割が新型コロナウイルス感染症の第7波、第8波の影響を大きく受け、診療体制を縮小せざるを得ない状況が発生しており、当院においても一部診療制限を行いながら地域に必要とされる医療を提供してまいりました。経営面につきましては、たび重なる院内クラスターの発生、職員の感染や濃厚接触者の増加による予定入院や検査、手術の延期などの影響が顕著に表れ、過去に例を見ない入院収益の減少に見舞われましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う国や北海道の補助金等により減収分については一定程度補填されたところであります。一方、費用では世界経済の動向による資源価格の上昇や企業債元利償還金、多額の減価償却費などが計上される中、経費縮減等に取り組み、費用の増加を必要最小限にとどめることができました。診療体制整備につきましては、血管造影エックス線撮影装置、脳神経外科手術ナビゲーションシステムなどの医療機器整備や放射線画像情報管理所見レポート作成システム等の医療情報システムの更新、診療スペースの確保や入院患者の安全確保を目的に院舎改修工事を行い、中空知医療圏の基幹病院としての役割を果たすよう努めてまいりました。

初めに、患者数ですが、入院患者は11万4,072人で前年に比べ1万6,273人の減となり、外来患者数についても23万2,511人で前年に比べ2,067人の減となりました。次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は141億5,564万5,211円で、前年より7億7,162万4,582円の減、収益的支出は149億4,664万2,237円で、前年より2億7,23万8,523円の増となり、収支差引き7億9,100万1,716円の純損失となりました。次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は14億1,669万5,500円で、内訳は建設改良に充てる企業債8億7,300万円、投資償還金1,066万5,500円、道補助金2,107万6,000円、一般会計出資金5億1,038万3,000円、寄附金157万1,000円であります。資本的支出は19億4,646万9,344円で、内訳は院舎改修費1億7,719万8,463円、資産購入費8億5,69万9,020円、企業債償還金9億3,752万3,451円、投資2,604万円あります。なお、企業債未償還残高は116億4,434万3,828円となっております。

28ページを御覧いただきたいと存じます。経営の実態を端的に表す経営指標に関する報告としまして、経常収支比率、修正医業収支比率、病床利用率、器械備品減価償却率の5年間の推移を表したものになり、記載のとおりとなっております。

29ページから39ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。

○監査委員 栗井久司君（登壇） それでは、令和4年度の一般会計、特別会計及び企業会計の決算審査についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和4年度一般会計、特別会計及び公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査概要についてご報告申し上げます。

最初に、一般会計、特別会計の審査意見書の1ページを御覧ください。決算審査は、砂川市監査基準に基づき審査が行われ、審査の実施内容は、提出された各会計の決算書及び決算附属書類並びに基金運用状況調書に基づき、計数の正確性、適法性、予算執行の適否等を主眼として審査を行った結果、決算書及び附属書類は関係法令に基づいて作成され、計数は正確で適切に処理されており、財産の管理状況も適正に行われていることを認めたところであります。

2ページの総括決算概要を申し上げますと、一般会計で歳入総額162億6,185万9,383円に対し、歳出総額156億9,716万5,730円で、歳入歳出差引き5億6,469万3,653円の剰余金を生じた決算となっております。特別会計では、41ページ、国民健康保険特別会計で2,594万1,790円、52ページの後期高齢者医療特別会計で17万1,100円の剰余金を計上する決算となっております。50ページに戻りまして、介護保険特別会計では歳入歳出差引き6,973万5,083円のうち国庫負担金等の過交付分3,857万8,667円、保険料の還付未済等分4万9,300円を除いた3,110万7,116円を介護給付費準備基金に積み立てる決算となっております。

次に、公営企業会計の決算審査意見書を御覧ください。砂川市公営企業会計についても、同じく砂川市監査基準に基づき決算審査を実施いたしました。最初に、下水道事業会計では、4ページの3、経営状況についてで、令和4年度は事業収益、税抜きで7億2,291万1,435円に対し、事業費用、税抜き5億641万8,740円で、差引き2億1,649万2,695円の純利益となっております。次に、病院事業会計では、14ページの3、経営状況についてで、令和4年度は事業収益、税抜き141億5,564万521円に対し、事業費用、税抜き149億4,664万2,237円で、差引き7億9,100万1,716円の純損失となっております。純損失となった主な理由は、医業収益の入院収益が減少したことと、医業費用の給与費及び減価償却費が増加したためであります。

一般会計及び特別会計には、住民目線に立ち、効率的な行政運営と適正で健全な財政運営がなされることを望むとともに、公営企業会計には企業としての経済性を発揮するだけでなく、健全な財政運営と本来の目的である公共の福祉を推進するように運営されることが必要であり、より一層の経営改善に対する特段の努力を期待し、報告いたします。

○議長 多比良和伸君 これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第9号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、議案第9号、令和4年度砂川市一般会計決算についての総括質疑を行います。

ただいま監査報告でもあったとおり、令和4年度は約5億6,000万円の剰余金が結果として出ています。剰余金、つまり黒字だったということなのですが、また先ほどの提案説明にもあった主な財政分析の4指標についてもほぼ健全な結果となっています。併せて、市税等も収入率、高い率になっておりますし、さらに市営住宅使用料を含む使用料、手数料は100%を達成して、職員の日頃の努力がここに表れているとも思っております。

ここでまずお伺いするのは、私は1点です。令和4年度の基金についてをお伺いいたします。その1として、令和4年度は基金全体で17億円を超える増額であるが、その主な要因をお伺いいたします。

2点目は、ある程度自由に使える基金の名称と令和4年度末の残高をお伺いいたします。以上です。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 基金についてご質問がございましたので、私からご答弁を申し上げます。

内容的には、2点ほど質問があったと思っておりますけれども、まず1点目の基金全体で17億円を超える増額となっている主な要因でございますが、まずこの17億円を超える額につきましては、監査委員による決算審査意見書の55ページ、令和4年度の増の欄の合計金額が17億8,603万2,701円となっているものであります。今決算における増の大きい基金項目としましては、財政調整基金の約4億8,500万円、土地開発基金の約1億3,200万円、社会福祉事業振興基金の約2億9,100万円、まちづくり事業基金の約7億9,500万円であります。

それぞれの増の要因というところではありますが、財政調整基金につきましては令和3年度から繰り越された決算剰余金を含め、歳入では市税収入や特別交付税収入の上振れ、歳出では事業量の確定に伴う執行残など、歳入歳出差引きにおける結果により積み立てられたものでございます。また、社会福祉事業振興基金及びまちづくり事業基金につきましては、自主財源の確保策として取り組んできたふるさと応援寄附金について、当該年度に受領した全額を基金に積み立てたものであります。

それともう一点、ある程度自由に使える基金の名称と年度末残高についてでございますが、自由に使える基金といたしましては突発的な災害や緊急を要する経費の備えとして、また財源に不足が生じる年度には取り崩して活用するなど年度間の財源の不均衡を調整す

る財政調整基金であります。そのほか、大きな意味では一定程度柔軟に施策に充当できる基金として市民福祉の向上や活力あるまちづくりのために設置している社会福祉事業振興基金とまちづくり事業基金がございます。これら3つの基金の令和4年度末残高は、財政調整基金が18億2,120万5,268円、社会福祉事業振興基金が4億8,890万4,097円、まちづくり事業基金が11億1,273万5,340円、合計で34億2,284万4,705円でございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今なぜ令和4年度の基金をお伺いしたかということなのですが、実は私が今手に持っているこの資料があるわけですが、これは平成16年、今から19年前になるのですが、砂川市も市町村合併の波に入って、結局は滝川が離脱することによって砂川市は市町村合併をせずに自立で行くという結論が出た後の資料、砂川市自立の方策というものなのですが、今言った基金がどのぐらいになっていたのかというと、このときの基金は9億2,900万円、今先ほど総務部長がおっしゃった、ある程度自由に使えるお金、基金、貯金ですよね。34億2,000万円に今なっているということです。この自立の方策のさらに年を追っていくと、もう既に基金はなくなり、赤字になっていくというこの方策でした。このままでは、砂川市が潰れてしまうので、しっかりと行財政改革をしなければならぬというのがこの時期の、まさに砂川市の状況でした。そこから比べていくと、もう一回繰り返しますが、ある程度自由に使えるお金34億2,000万円になりました。さらに言えば、先ほど総務部長がおっしゃった監査報告の55ページ、全体の基金の残高は年度末43億5,700万円になっています。大分豊かになったと思うのです。これは、全然悪いことではなくて、これまでのいろいろな努力が実ってこういう結果になったと思うのです。

先ほどの平成16年の自立の方策以来、平成19年度から行財政改革が行われました。これは、徹底した行財政改革でした。事務事業の見直しや補助金、交付金、委託料などを見直して、施設の休止や人件費の見直し、もちろん議員の報酬も引き下げました。また、歳入面では市税の増、使用料、手数料の増ということで、徹底した、かなり今まで定着したイベントに対する補助金とか、例えば千人踊りなんていうのがありましたけれども、補助金もなくなって、結果的には千人踊りはなくなってしまったということもあります。それこそいろいろな事業が中止になっていたり、にぎやかさがなくなっていくという状況が生まれていったのです。ただ、それはどうしてもこの砂川市が自立していくためには必要だった行財政改革だったろうと思います。その結果、この令和4年度の基金残高になったと思うのです。

私は、ここまで基金が積み上がってきた段階でこれからのまちづくり、どうしていくのだろうということ、とても大事なことだと思っています。まずは、2回目の質問として、この決算での財政調整基金をはじめとする基金残高を踏まえて、基金がこのまま留保され

ていくのか。そして、事業費の確保というバランスがどのように捉えられているのかをお伺いし、また今後もその考え方は維持できるものなのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 今ほど決算での財政調整基金をはじめとする基金残高、この額を踏まえて基金の留保、それから事業費の確保といったバランスをどのように捉えていて、またその後についてもその考え方は維持できるものなのかというご質問だと思いますので、ご答弁を申し上げたいと思います。1回目の答弁で一定程度柔軟に施策に充当できる基金といたしまして、財政調整基金、社会福祉事業振興基金、まちづくり事業基金、これら3つの基金の令和4年度末残高が合計で約34億円と答弁をしたところでございますが、この額が今後財政規律を保ちつつ、市民サービスの向上と市内の経済の活性化を図りながら持続可能なまちづくりを進めていく上で十分な残高なのかと問われれば、明確な基準はないといったところが本当のところでございます。

ただ、議員さんのお話の中にもありましたけれども、この財政調整基金のことを言わせていただきますと、ここ30年間の年度末残高の推移を見ますと、一番残高が少なかったのは実は平成10年度末で約1,000万円でした。その後、市民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、3度にわたる行財政改革を行いまして、その結果として平成27年度には残高が最高の約22億円まで回復をしております。それ以降につきましては、市民サービスや利便性の向上、また新たな行政課題への対応といったものも含めて一定の事業費を確保しながら市政運営を行ってきておりますので、令和4年度末の残高が現在約18億円となっているということでございます。

また、社会福祉事業振興基金、まちづくり事業基金につきましては、増加に至ったその原資はふるさと応援寄附金でありますので、令和4年度の寄附額が過去最高であったことから、必然的にそれぞれの基金残高も過去最高と今なっているという状況でございます。

また、一般財源の総額の確保に大きな影響を及ぼします交付税に目を向けてまいりますと、令和5年度においても令和4年度を若干上回る算定結果となっているところであります。公表された総務省による令和6年度の地方財政収支の仮試算を見ましても、地方交付税の総額は自治体に配分される出口ベースで1.1%の増が見積もられているということから、6年度以降についても大きく変動することなく一定水準が保たれるものと推測をしているところでございます。

また、市税におきましても、ここ数年は大幅な変動はなく、20億円前後で推移しているところでありますし、ふるさと応援寄附金につきましても過去最高を記録した令和4年度を今年度についても若干上回る水準で現在のところ推移をしているところであります。過去の三位一体改革のような大幅な制度改正やふるさと応援寄附金の大幅な改正、それから制度の廃止といった大きな変動自体がない限りは、これまでと同水準の一般財源は確保できるものと考えているところであります。

しかし、こういういい部分ばかりではなくて、国際的な今原材料の価格の上昇であったり不安定な国際情勢が続いております。円安の影響などにもよりまして、物価が高騰しているということで、今現在は全ての事業費が高騰しているという現状がございます。これは、どういうことかといいますと、同じ予算でこれまでと同様の事業が実施できないという状況になります。これにつきましては、イニシャルコストのみならず、ランニングコストもこれまでとは比較にならない負担増が懸念されるということでございます。

また、令和3年度に借入れをいたしました庁舎建設に係る起債償還の元金償還が令和8年度から開始となりますし、今後予定されております駅前建設、にぎわいの施設であったり、大きな事業として予定されている義務教育学校の建設に係る、この辺の将来負担も考慮をしていく必要がある。また、DX、GX、脱炭素など、新たな行政課題の対応など、新たな事業負担といったものも今後想定されてくるというところでありますので、一層慎重な財政運営というものが求められていると考えております。

今後の考え方としまして、健全な財政運営に向けましては、基金を活用する場合には十分な事業内容を精査していかなければなりませんし、事業実施に当たっては有利な補助金制度や過疎対策事業債といった充当率、それから後年次の交付税算入率の高い有利な地方債を最大限活用しながら、財政を圧迫しないよう努めることによりまして、現在の基金残高を多少の前後、上限はあるかと思えますけれども、この辺りで一定の水準を保ちながら、それでいて優先度の高い施策、あるいは必要な事業の実施といったバランス、この辺の両立を保ちながら市政運営をしていきたい、このように考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 砂川市職員の事務の総務部長としては、とてもいい答弁だったと思います。けれども、一番住民に近い私たち議員にとっては、今の答弁がどうだったのかということです。

行財政改革は、あの当時は必要だったと思います。そうではなかったらば、砂川市は破綻の道を進んでいたかもしれない。

ただ、その過程の中で失ったものも非常に多かったと私は思っています。例えば人口ですけれども、この自立の方策が出た年、平成16年ですけれども、人口は2万362人いました。この令和5年7月、今現在人口は1万5,677人、4,600人ほど減少してきました。1年にすると大体250人程度からずっと減ってきています。最近この二、三年は、300人を超えるほどの人口減少になっています。

先ほども言ったとおり、人口減少ばかりでなく、先ほども一般質問にもありましたけれども、商店街はどんどんピンチになっています。人口が減っていくということは、お客さんが減るということだし、子供の数も減っていくということでもあります。最近、高齢者はこのまちに安心感を見つけていないのかどうか分かりませんが、若いうちに子供たちが住む都会に行き、つまり砂川市を出て、子供たちのいる都会に早く行って、元

気なうちにいい友達をつくって老後を過ごそうという傾向があります。これをやられると、貯金も何もみんな都会に流れていくわけです。

私は、これだけ基金がたまった段階で、こんなにたまる前に私は善岡市長にずっと言ってきました。もっとお金使いなさいと。まちの活性化のためにはお金を使わなかったら、財政だけきちんとなつたって、砂川市役所だけがびかびかになって、周りの商店街やほかの私たちの生活厳しくなっていってどうするのという話をしたときに、彼は30億円は欲しいと言っていました。30億円になったではないですか。

市長にお伺いしたいのです。前の市長は、そうやって話をしてきました。そして、この行財政改革のとき、とにかくお金がないのだ、砂川市はお金がないのだと言い続けてきて、市民の皆さんもお金がないと思っています。今ですらそうです。砂川市はお金ないのだよね。こんなこと言ったって、あんなこと言ったって。でも、私たち選挙をくぐってきた議員は、いろいろな方々からこういうのをやって、ああいうのをやってと言われるのです。ですから、一般質問でいろいろお金がかかる要望が出てくるのです。大したお金ではないです、みんな。そこに向かって、皆さん一生懸命質問をするのです。いつまでこうやってやっていくのでしょうか。こうやってやっているうちに、まちの活性化がどんどん少なくなっていって、さらに人口も減っていく可能性があります。使うところには使いましょう。本当に三十数億円の自由になる貯金が必要なのでしょうか。それは、安全狙っていけば、きっとそうなのでしょう。それで喜ぶのは市民ですかと私は思います。

今新しい市長になって、先ほども同じような言い方してしまいましたけれども、私は前市長とは違う期待を持っています。前市長が悪いとは言いません。一生懸命貯金を集めて、それで市の財政がしっかりしていなかったら、まずそこからだ、それはそれで前市長の考え方だと思います。では、飯澤市長、どうこの辺を考えて、市の職員ではなく政治のトップとして、このまちをどうしていこうかと。この基金34億円を、この数字を見て、今後どのような市政運営をされようとするのかを、この決算を通じてお伺いをしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) 今ほど小黒議員から決算を通じてこの基金の在り方含めて、このまちの在り方の質疑をされておりますけれども、決算ですので、決算総括の中での34億円の、まず使える金額というところからいきますと、まちの適正な基金の額というのはそれぞれのまちの、それこそ社会状況等違いますので、一概に何億円が必要だというのは非常に難しいものだと考えております。確かに財政運営をしていく上では、持続的な財政運営をするにはある一定の基金は必ず必要でございます。今ほど行革の話も小黒議員からありましたけれども、基金の少ない時代には、先ほど総務部長からもありましたけれども、1,000万円しかなくなった年度もございます。そのような中で思い出されるのが、三位一体改革というのを覚えていらっしゃると思いますけれども、当時交付税財源

というのが国で21兆円ほどございました。三位一体改革という中で、それが翌年度には16兆円まで下がりました。そのとき地方自治体、非常に苦しい財政運営を強いられております。当然砂川市においても、その影響を受けてございます。そういったときには、基金のないまちは職員自ら自分の給与を削って、そして財源を生み出すという方策を取らなければならない自治体が数多く出てございます。そういった経験を踏まえますと、ある一定の基金を持った中で財政運営をしていかなければならない。そこは、基本として持つてございます。

今ほど、砂川市も30億円を超える基金があるのだから、まちに投資してはどうかというお話でございますけれども、基金残高からいって、6月議会でも皆さん方に議決をいただいた中で、私の公約であります医療費の無償化の拡大、そしてまた給食費の無償化、これを実施させていただいております。これは、6月にもお話をしたかと思っておりますけれども、ここは基金残高、そしてまた好調なふるさと応援寄附金、こちらもあって初めて私の公約の実現につながったと思っております。そしてまた、来年4月からは、高校までの医療費無償化をもう既に計画をして、やる予定でございます。あとまた、市民からのいろいろな要望等々ございます。これは、新年度の予算に向けての話になりますので、これは新年度予算でそれぞれ計画はしていきたいと思っておりますけれども、可能な限り市民の要望に応えられるような施策はこれから打っていこうと思っております。

人口減少が、平成16年の2万人ですか、それから今1万5,677人と、急激な人口減少はどこのまちも迎えてございまして、その人口減少をいかにして止めるのか、いかに砂川の魅力を持って、高齢者の方や市民の方がほかのまちに行かないような施策、砂川はこんなに住みやすいまちなのだ、砂川の魅力はこうなのだということを常に考えながら、皆さん方と一緒に方策を進めていきたい、そのように考えてございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第10号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第11号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第13号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第14号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の総括質疑を終わります。
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、11名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うことにしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名します。

決算審査特別委員会委員に石田健太議員、伊藤俊喜議員、小黒弘議員、是枝貴裕議員、沢田広志議員、鈴木伸之議員、高田浩子議員、武田真議員、辻勲議員、水島美喜子議員、山下克己議員、以上のとおり指名します。

◎日程第6 報告第1号 令和4年度砂川市健全化判断比率の報告について

○議長 多比良和伸君 日程第6、報告第1号 令和4年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 報告第1号 令和4年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和4年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告をするものであります。

令和4年度の各健全化判断比率であります。①の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。②の連結実質赤字比率は、全会計を対象とし

た実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率であります。③の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率であります。5.5%となっております。前年度より0.4ポイントの増となっております。④の将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。48.1%となっております。前年度より17.5ポイントの減となっております。各健全化判断比率につきましては、表の右の欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 報告第2号 令和4年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

報告第3号 令和4年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

○議長 多比良和伸君 日程第7、報告第2号 令和4年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について、報告第3号 令和4年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についての2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 報告第2号 令和4年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和4年度砂川市下水道事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

令和4年度砂川市下水道事業会計の決算では、流動資産は1億7,959万652円となり、流動負債は3億5,496万1,738円から流動負債として整理した建設改良費等の財源に充てるための企業債3億3,998万9,973円を控除し、かつ固定負債として整理したその他の企業債1,635万5,000円を加えた額が1億4,826万3,

887円となることから、資金不足額が生じないため、資金不足比率は発生しないものがあります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 報告第3号 令和4年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和4年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

令和4年度病院事業会計の決算では、流動資産は40億793万9,494円となり、流動負債は19億880万1,734円から流動負債として整理した企業債8億4,237万6,713円を控除した額10億6,642万5,021円となることから、資金不足額が生じないため、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号及び第3号を終わります。

◎日程第8 選挙第1号 砂川市選挙管理委員会委員の選挙について

○議長 多比良和伸君 日程第8、選挙第1号 砂川市選挙管理委員会委員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、千葉美由紀さん、中村和弘さん、奥山一俊さん、阿部憲人さ

んを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました千葉美由紀さん、中村和弘さん、奥山一俊さん、阿部憲人さんを選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

◎日程第9 選挙第2号 砂川市選挙管理委員会委員の補充員選挙について

○議長 多比良和伸君 日程第9、選挙第2号 砂川市選挙管理委員会委員の補充員選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員の補充員には、及川昌子さん、佐藤勝さん、河野隆文さん、近藤親吾さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました及川昌子さん、佐藤勝さん、河野隆文さん、近藤親吾さんを選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

お諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎日程第10 報告第4号 監査報告

報告第5号 例月出納検査報告

○議長 多比良和伸君 日程第10、報告第4号 監査報告、報告第5号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第4号及び第5号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号及び第5号を終わります。

◎日程第11 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について

意見案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

○議長 多比良和伸君 日程第11、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、意見案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について、意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第3号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより意見案第1号から第3号を一括採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 これで日程の全てを終了しました。
令和5年第3回砂川市議会定例会を閉会します。
閉会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月13日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員